

(案)

第2次狭山市水道事業経営戦略計画

閲覧資料

閲覧期間・意見を募集する期間

令和7年11月26日（水）から令和7年12月25日（木）まで

意見の提出先（持参、郵送、FAX、公式HP専用フォーム）

狭山市役所 経営課（低層棟2階）

令和 年 月

狭山市

－ 目 次 －

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の背景	1
(1) 目的	1
(2) 改定の基本方針	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. その他	3
第2章 水道事業の現状と課題	4
1. 水道事業の概要	4
(1) 現況	4
(2) 給水区域	4
(3) 水道事業	5
(4) 災害・危機管理対策	6
(5) 水道料金	6
(6) 組織	8
(7) 民間活力の活用等	9
2. 水道施設の概要	9
(1) 位置と概要	9
(2) 取水施設について	12
(3) 净水施設について	12
(4) 配水施設について	14
(5) 管路について	16
3. 給水人口と水需要	18

4.	これまでの主な経営健全化の取組状況	19
(1)	これまでの目標達成状況	19
(2)	経営健全化の取組状況	20
5.	水道事業の経営状況	21
(1)	財政の状況	21
(ア)	収益的収支	21
(イ)	資本的収支	22
(ウ)	内部留保資金	22
(エ)	企業債の状況	23
6.	経営比較分析表を活用した現状分析	24
(1)	経営比較分析表による分析について	24
(2)	分析結果	24
7.	水道事業の課題の分析と結果	29
(1)	課題:組織	29
(ア)	本市独自の課題の分析	29
(イ)	経営比較分析表による課題の分析	29
(ウ)	結果	29
(2)	課題:施設	30
(ア)	本市独自の課題の分析	30
(イ)	経営比較分析表による課題の分析	30
(ウ)	結果	31
(3)	課題:財源	32
(ア)	本市独自の課題の分析	32
(イ)	経営比較分析表による課題の分析	33
(ウ)	結果	33
第3章	経営戦略の基本方針	34
1.	基本理念	34
2.	基本方針	34
3.	水道事業の運営方針	34

(1) 指標の設定	35
(ア) 組織	35
(イ) 施設	35
(ウ) 財源	35
(2) 目標の設定	36
(ア) 組織	36
(イ) 施設	36
(ウ) 財源	36
第4章 経営戦略の取組	37
1. 組織	37
(1) 人材育成・技術力の継承	37
(2) 広域化	37
(3) 民間資金・ノウハウの活用	37
2. 施設	38
(1) 耐震化事業	38
(2) 更新事業	38
(ア) 耐用年数	38
(イ) 施設の更新	39
(ウ) 管路の更新	39
(3) 全体事業費の平準化	40
(ア) 施設更新の前提条件	40
(イ) 管路更新の前提条件	41
(4) 事業スケジュール	41
(5) 施設の適正な維持管理	41
(6) 危機管理体制の強化	41
3. 財源	42
(1) 国庫補助金	42
(ア) 管路	42
(イ) 施設	42
(2) 企業債	42
(3) 内部留保資金	43

(4) 積立金	43
(5) 給水収益	44
(ア) 料金改定の考え方	44
(イ) 料金改定の時期	44
(ウ) 資産維持費の算入	46
(エ) 料金改定率の試算	46
(6) 漏水対策	46
(7) 資金管理・調達	46
(8) 経営状況等の公表	46
第5章　　投資・財政計画(収支計画)	47
1.　　試算条件	47
2.　　投資計画	47
3.　　収益的収支	49
4.　　資本的収支	52
(1)　　資本的収支	52
(2)　　内部留保資金等	52
第6章　　経営戦略の事後検証・更新等	57
1.　　計画の推進と点検・進捗管理の方法	57
参考資料	58
1.　　収支区分	58
2.　　有形固定資産の耐用年数	59
3.　　用語解説	60

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

I. 計画の目的

(1) 目的

本市の水道事業においては、市民の生活基盤である水道サービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定的・継続的な事業経営を推進するため、中長期的な経営の基本計画である「狭山市水道事業経営戦略計画」(以下「経営戦略」という。)を平成29年6月に策定しました。

策定から8年が経過し、人口減少や節水機器の普及に伴う給水収益の減少、物価高騰などの社会情勢の変化により策定した経営戦略計画に乖離が生じていること、また、令和8年度に埼玉県の県水単価の値上げが決定したことや包括的民間業務委託の検討により今後の計画にさらなる乖離が生じることが見込まれます。

このような中、持続可能なサービスを使用者の皆様に提供するために、経営戦略における収支計画を見直し、より的確で充実した水道サービスを目指す必要があることから、中長期的な経営の基本計画である「狭山市水道事業経営戦略計画」(以下「経営戦略」という。)を改定します。

(2) 改定の基本方針

① 継続性のある計画の改定

平成29年度に策定した現計画の基本理念・基本方針を維持し、安全・安心な水の安定供給を図ります。

② 経営課題に対応した計画の改定

給水人口、節水機器の普及に伴う給水収益の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、物価高騰など、水道事業を取り巻く社会経済環境の変化に対応した計画に改定します。

③ 国の示す改定方針に則った計画の改定

総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」に則った改定を行います。料金回収率の目標及び原価計算の内訳などを記載し、水道事業会計の見える化を図ります。

④ 実効性のある計画改定

市民にわかりやすい計画とともに、計画の達成状況の把握とその評価を通じて、適正に進行管理ができるよう、組織、施設、財源の項目ごとに目標を設定します。

2. 計画の位置づけ

経営戦略は、「狭山市総合計画」を上位計画として、今後の水道事業の基本方針となる「第2次狭山市水道ビジョン」で掲げる水道の基本理念「安全・安心な水の安定供給」を実現するための収支計画などを示すものです。

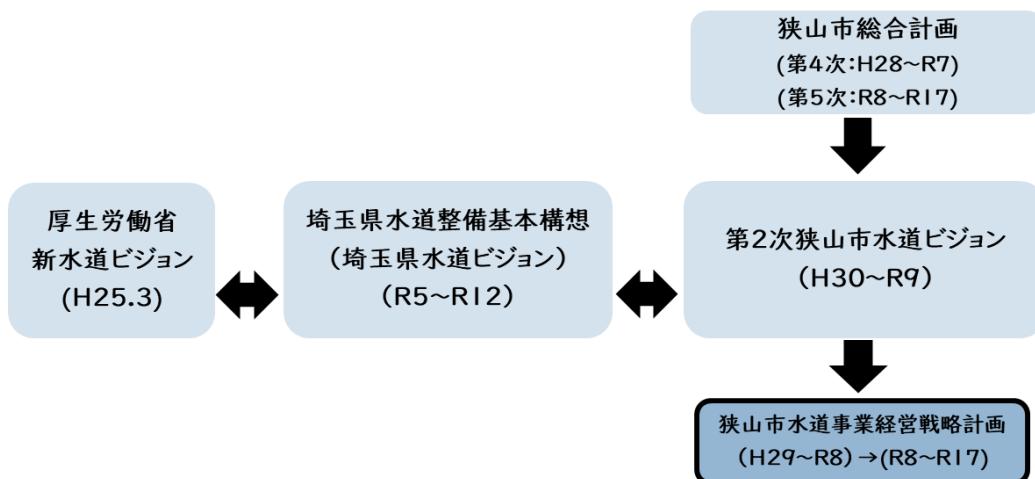


図1-1 狹山市水道事業経営戦略計画の位置づけ

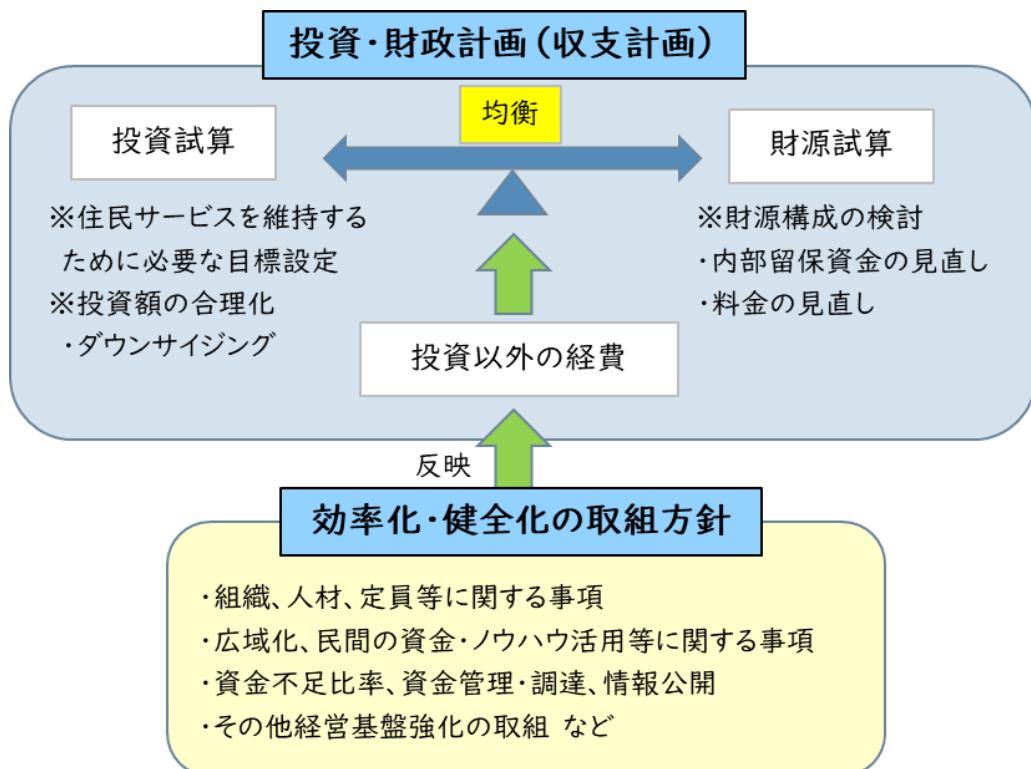


図1-2 経営戦略のイメージ

3. 計画期間

総務省が示す経営戦略における期間の設定については、「中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるよう、計画期間は 10 年以上を基本とする」という方針から、水道事業の中長期的な予測の確実性を見通すことができる 10 年間を計画期間とします。

なお、社会経済状況の変化に速やかに応じることができるように、計画策定から 5 年を目途に内容の精査を行い、必要に応じて改定を行います。

計画期間
令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間

投資・財源試算の対象期間については、総務省が「30 年から 50 年超が望ましい」としているため、経営戦略を見直すまでの投資・財源試算の対象期間については、令和 8 年度から令和 47 年度の 40 年間とします。

4. その他

(1) SDGsとの関連

本計画は「持続可能な継続目標 (SDGs)」の以下のゴールに資するものです。



※持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

2015 年 9 月に国連サミットで採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発目標。17 のゴール(目標)と、より具体的な 169 のターゲットから構成。

全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者など)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしています。

第2章 水道事業の現状と課題

I. 水道事業の概要

(1) 現況

本市は、埼玉県の西部に位置し、都心から 37km の首都圏にあり、地形は標高約 77m、東西 10.6km、南北 9.3km、面積 48.99km² です。市の中心部を西から北東に秩父山系の水を集めた入間川が貫流し、南部には航空自衛隊入間基地があります。

昭和 29 年 7 月 1 日に 1 町 5 か村（入間川町、入間村、堀兼村、奥富村、柏原村、水富村）が合併し、以来年々発展を続け、令和 6 年に市制施行から 70 周年を迎えました。昭和 29 年当時の人口約 31,000 人で誕生した狭山市は、首都圏のベッドタウンとして田園都市からの変貌、発展が著しく、人口は平成 7 年には 163,365 人まで増加しましたが、それ以降は減少し、令和 7 年 1 月 1 日現在では 148,221 人となっています。

(2) 給水区域

狭山市全域が給水区域で、稻荷山低区、稻荷山高区、堀兼、水野、笹井低区、笹井高区の 6 つの給水区域からなっています。

稻荷山給水区は市の中央部、堀兼給水区は東部、水野給水区は南部、笹井給水区は北西部に位置します。

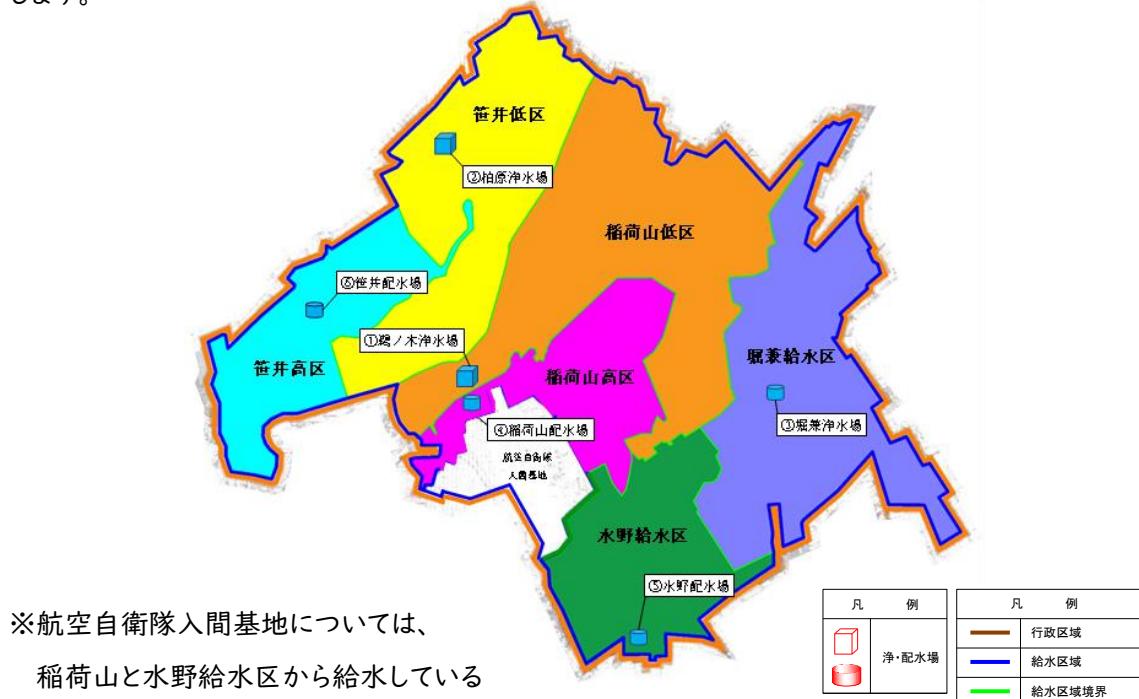


図 2-1 給水区域図及び施設位置図

(3) 水道事業

本市の水道事業は、昭和33年3月に厚生大臣の認可を受け、当初計画給水人口30,000人、計画1日最大給水量5,400m³の規模を目標に発足しました。

その後、首都圏のベッドタウンとしての開発が急速に進むとともに、産業の発展や生活様式の進展に伴う急激な給水量の増加に対応するため、5期の拡張が行われました。しかしながら、平成中期から人口減少に転じ、また、節水機器の普及などに伴い水需要が減少していることから、現在の水道事業計画は、第5期第2回変更認可により、計画給水人口147,100人、計画一日最大給水量54,300m³/日となっています。

表 2-1 水道事業の沿革

区分	認可年月日	事業期間		計画給水人口(人)	1人1日最大給水量(L/人)	1日最大給水量(m ³ /日)
		着工	竣工			
創設	昭和33.3.31	昭和33.4.1	昭和37.3.31	30,000	180	5,400
創設変更	34.5.25	33.4.1	37.3.31	30,000	180	5,400
第1期拡張事業	39.3.30	39.4.1	44.3.31	75,000	250	18,750
第2期拡張事業	45.3.31	45.4.1	50.3.31	110,000	455	50,050
第3期拡張事業	53.1.25	53.4.1	56.11.10	148,000	500	74,000
第4期拡張事業	60.12.5	61.4.1	平成3.3.31	162,500	505	82,000
第5期拡張事業	平成5.3.31	平成5.6.1	平成12.3.31	173,200	491	85,000
第5期変更	8.11.19	8.12.1	12.3.31	173,200	491	85,000
第5期第2回変更	令和6.1.29	令和6.4.1	令和14.3.31	147,100	369	54,300

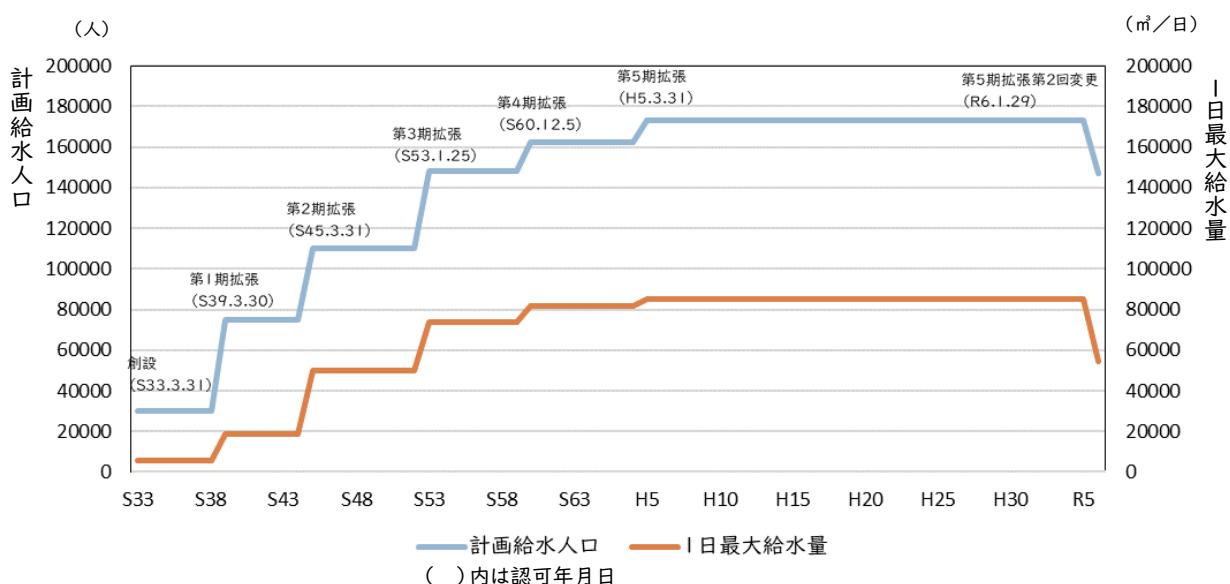


図 2-2 水道事業の沿革

(4) 災害・危機管理対策

現在、水道施設耐震化計画に基づき、浄配水場の耐震化を進めており、管路についても老朽管の更新を行い、引き続き耐震化を進めています。

本市では、災害や断水などの緊急事態を想定し、「狭山市水道事業業務継続計画」などにより、復旧訓練や、日本水道協会関東地方支部「災害時相互応援に関する協定」に基づく合同防災訓練、五市（所沢市、飯能市、入間市、日高市、狭山市）水道事業体合同防災訓練、また、市民と連携した応急給水訓練を継続的に実施しています。

(5) 水道料金

給水人口の減少や節水機器の普及などにより、有収水量は減少しています。給水人口の増加が見込めないことから、今後も有収水量が減少することが予想されます。

また、本市の水道料金（一般用 メーター口径 13mm）は令和 6 年度値で 2,255 円（20 m³／月）であり、同年度の埼玉県の平均値 2,598 円（20 m³／月）を下回っています。なお、本市の水道料金は、平成 12 年 4 月に改定されてから 25 年が経過しています。

＜水道料金体系＞

平成 12 年度に設定された料金体系は、次の考え方に基づいています。

- ・口径別料金体系を採用し、水道事業経営の安定化と使用者の負担の公平を図るため基本料金と従量料金の 2 部料金制としました。
- ・料金対象経費＝営業費用+資本費用（償却対象固定資産×資産維持率 0.94%）
- ・口径 13 mm から 25 mm まで基本料金を生活用水の配慮から据置とし、従量料金の水量区分を 5 段階から 6 段階とすることで改定率の上昇を抑制しました。

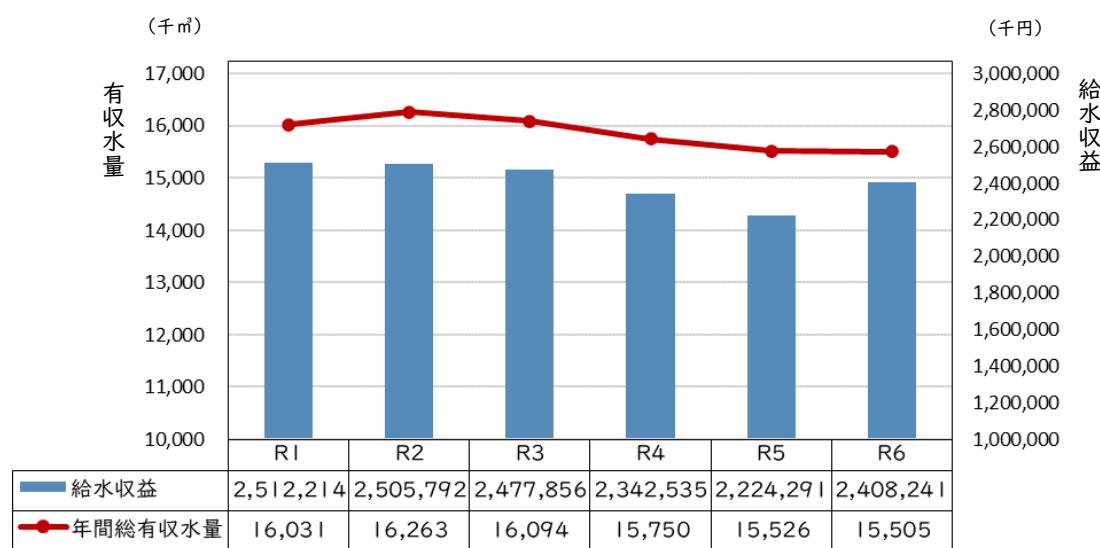


図 2-3 給水収益と有収水量
「地方公営企業決算状況調査」
(各年度)より

表 2-2 水道料金表

令和7年3月31日現在

用途＼料金	基本料金		従量料金	
	メーター 口径	金額 (2月当たり)	使用水量	金額 (1m³につき)
一般用	13mm	900円	20m³までの分	45円
	20mm	1,200円	20m³超え40m³までの分	115円
	25mm	1,800円	40m³超え60m³までの分	170円
	30mm	4,800円	60m³超え100m³までの分	215円
	40mm	7,600円	100m³超え1,000m³までの分	270円
	50mm	22,000円	1,000m³超える分	320円
	75mm	38,000円		
	100mm	55,000円		
	150mm以上	管理者が 定める額		
公衆浴場用			1m³につき130円	
臨時用			1m³につき380円	

〔計算例〕水道料金(2カ月)=(基本料金+従量料金)+消費税相当額

口径 13mm、40 m³/2カ月 (20 m³/月) 使用時の料金

1カ月当たり:(900円+20m³×45円+20m³×115円)×1.1÷2=2,255円

表 2-3 水道料金の比較:一般用 20 m³/月(メーターオ口径 13mm・消費税込み)

(単位:円)

料金区分	順位	団体名	料金	料金区分	順位	団体名	料金
3,000円以上	1	越生町	3,465	2,500円以上	29	三郷市	2,563
	2	秩父広域市町村圏組合	3,388		30	八潮市	2,530
	3	さいたま市	3,289		31	坂戸・鶴ヶ島水道企業団	2,508
	4	桶川北本水道企業団	3,223		32	草加市	2,475
	5	蓮田市	3,206		33	蕨市	2,475
	6	神川町	3,190		34	入間市	2,420
	7	熊谷市	3,135		35	ふじみ野市	2,362
	8	行田市	3,069		36	美里町	2,334
	9	吉川市	3,062		37	滑川町	2,310
	10	鴻巣市	3,058		38	志木市	2,288
	11	小川町	3,014		39	鳩山町	2,288
	12	宮代町	3,003		40	飯能市	2,255
県平均以上	13	寄居町	2,986		41	狭山市	2,255
	14	久喜市	2,981		42	富士見市	2,255
	15	上尾市	2,970		43	日高市	2,200
	15	伊奈町	2,970		44	三芳町	2,172
	17	ときがわ町	2,937		45	新座市	2,145
	18	加須市	2,860		46	川越市	2,145
	19	川口市	2,849		47	所沢市	2,134
	20	深谷市	2,838		48	上里町	2,101
	21	杉戸町	2,805		49	和光市	2,051
	21	越谷・松伏水道企業団	2,805		50	朝霞市	2,035
	23	白岡市	2,783		51	川島町	1,966
	24	羽生市	2,750		52	東松山市	1,925
	25	春日部市	2,684		53	本庄市	1,903
	26	幸手市	2,640		54	嵐山町	1,897
	27	吉見町	2,596		55	戸田市	1,749
県平均以下	28	毛呂山町	2,593	県平均			2,598

【令和5年度決算経営比較分析表及び各市料金表より】

(6) 組織

令和 2 年度から令和 6 年度の職員数の推移を図 2-4 に示します。令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日現在)の職員数は、事務職 14 人、技術職 12 人の合計 26 人となっています。

技術職員数は令和 2 年度の 17 名から令和 6 年度には 12 名と 5 名減少しており、年齢構成は 40 代から 50 代が約 8 割を占めています。これに対して事務職員数は令和 2 年度の 11 名から令和 6 年度には 14 名と増加し、30 歳代以下が約 6 割を占めています。また、令和 6 年度の技術職員の平均経験年数は 6.6 年となっています。

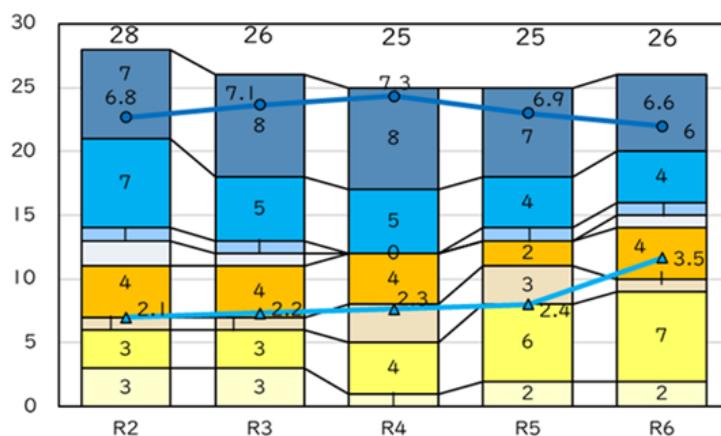
水道事業では、水道法第 19 条において、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならぬとされていますが、その他の職員についての法的規定はありません。しかしながら、水道の管理を確実かつ効率的に遂行する上で、技術職員の技術力は重要となります。

表 2-4 組織体制・職員数

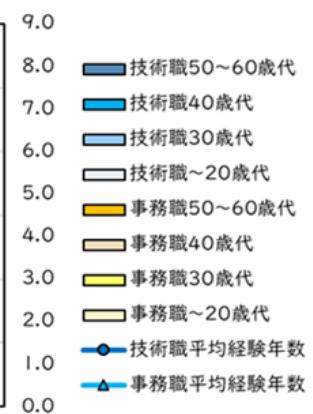
	R2	R3	R4	R5	R6
技術職50～60歳代	7	8	8	7	6
技術職40歳代	7	5	5	4	4
技術職30歳代	1	1	0	1	1
技術職～20歳代	2	1	0	0	1
小計	17	15	13	12	12
事務職50～60歳代	4	4	4	2	4
事務職40歳代	1	1	3	3	1
事務職30歳代	3	3	4	6	7
事務職～20歳代	3	3	1	2	2
小計	11	11	12	13	14
合計	28	26	25	25	26
技術職平均経験年数	6.8	7.1	7.3	6.9	6.6
事務職平均経験年数	2.1	2.2	2.3	2.4	3.5

各年度4月1日現在

人数(人)



経験年数(年)



各年度4月1日現在

図 2-4 組織体制・職員数

(7) 民間活力の活用等

平成元年度から浄配水場の運転管理を民間委託しています。また、平成 25 年度から料金徴収業務などを包括的民間業務委託しています。

2. 水道施設の概要

(1) 位置と概要

主な水道施設の位置は、次のとおりです。

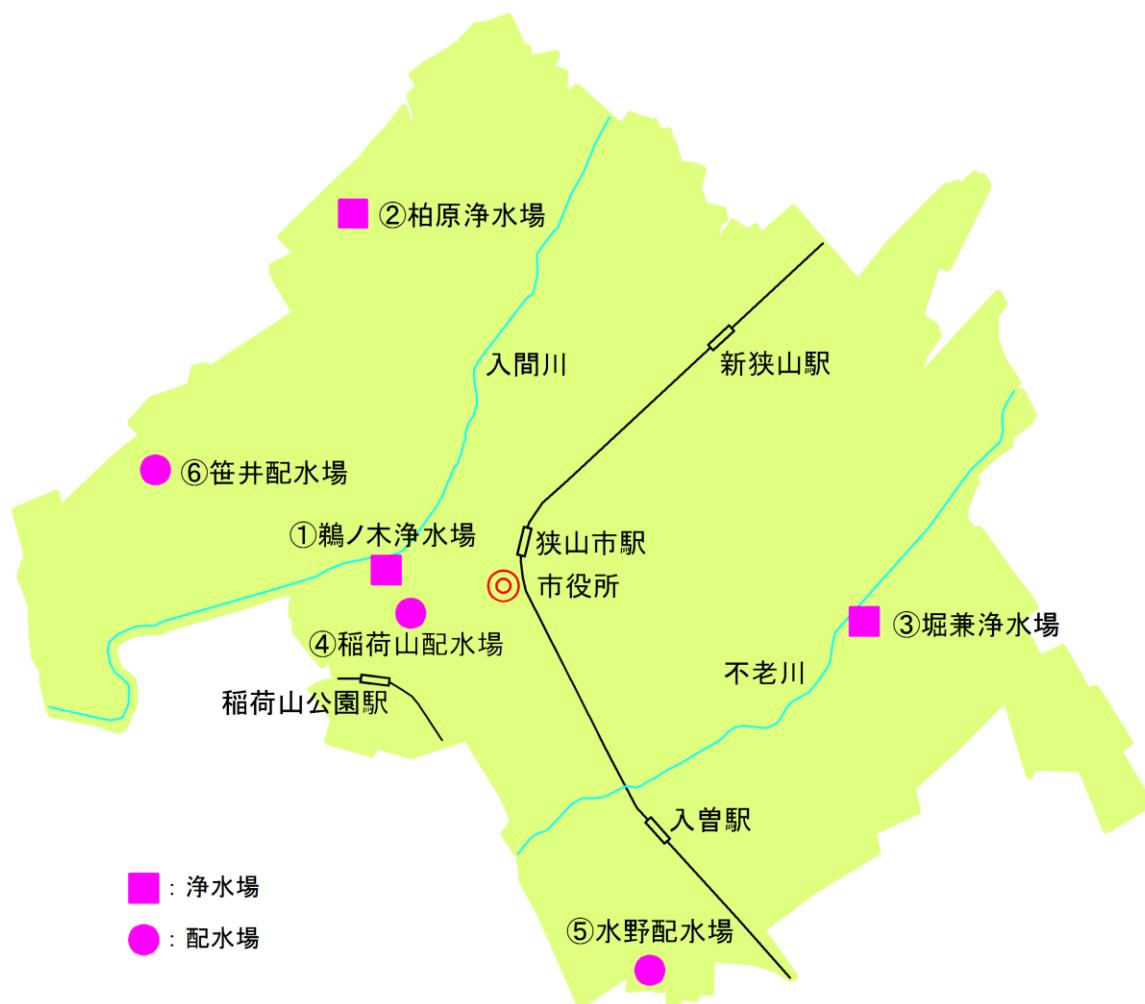


図 2-5 水道施設の位置

主な水道施設の概要は、次のとおりです。

①【鵜ノ木浄水場】

所在地	鵜ノ木 5-3
創設年月	昭和 41 年 6 月
施設竣工年月	昭和 41 年 6 月
水源種別	伏流水・地下水
取水能力	11,200 m ³ ／日
浄水能力	20,000 m ³ ／日
浄水処理方法	凝集沈殿急速ろ過 次亜塩素滅菌処理
貯水容量	1,000 m ³ (浄水池)



【鵜ノ木浄水場】

②【柏原浄水場】

所在地	柏原 612
創設年月	昭和 47 年 11 月
施設竣工年月	昭和 47 年 11 月
水源種別	地下水
取水能力	2,000 m ³ ／日
浄水能力	3,900 m ³ ／日
浄水処理方法	急速ろ過 次亜塩素滅菌処理
水源	柏原浄水場
貯水容量	2,300 m ³
配水方式	ポンプ加圧方式



【柏原浄水場】

③【堀兼浄水場】

所在地	堀兼 1975
創設年月	昭和 39 年 8 月
施設竣工年月	平成 7 年 1 月
水源種別	地下水
取水能力	1,600 m ³ ／日
浄水能力	1,600 m ³ ／日
浄水処理方法	次亜塩素滅菌処理
水源	県水・堀兼浄水場
貯水容量	5,600 m ³
配水方式	ポンプ加圧方式



【堀兼浄水場】

④【稻荷山配水場】

所在地	入間川 4-14-18
創設年月	昭和 34 年 11 月
施設竣工年月	平成 28 年 3 月
水源	県水・鶴ノ木浄水場
貯水容量	37,700 m ³
配水方式	自然流下方式 ポンプ加圧方式



【稻荷山配水場】

⑤【水野配水場】

所在地	南入曽 1075-1
創設年月	昭和 63 年 3 月
施設竣工年月	昭和 63 年 3 月
水源	県水・水野浄水場
貯水容量	15,000 m ³
配水方式	ポンプ加圧方式

【水野浄水場】

所在地	水野 867
創設年月	昭和 47 年 6 月
施設竣工年月	平成 19 年 3 月
水源種別	地下水
取水能力	200 m ³ / 日
浄水能力	200 m ³ / 日
浄水処理方法	次亜塩素滅菌処理



【水野配水場】

⑥【笹井配水場】

所在地	笹井 719
創設年月	平成 9 年 3 月
施設竣工年月	平成 9 年 3 月
水源	県水
貯水容量	13,800 m ³
配水方式	自然流下方式



【笹井配水場】

(2) 取水施設について

本市の取水施設の水源の状況は表 2-5 のとおりです。水源は、県水（県営水道から供給を受ける水）と、自己水源（河川伏流水・地下水）です。

自己水源は、県営水道が渴水・水質事故などにより取水制限を受け、県水の供給が制限された場合において、市内への給水制限を回避もしくは最小限とするために、非常に重要な水源となります。自己水源は、今後も維持・確保していくなければなりません。

表 2-5 水源の状況

浄水場	自己水源		配水場	水源（供給源）	
	河川伏流水	地下水（深井戸）		自己水源	県水
鵜ノ木浄水場	○	○(2井)	稻荷山配水場	○※1	○
柏原浄水場		○(7井)	柏原浄水場	○	
堀兼浄水場		○(5井)	堀兼浄水場	○	○
水野浄水場		○(1井)	水野配水場	○※2	○
			笹井配水場		○

※1 鵜ノ木浄水場の河川伏流水と地下水

※2 水野浄水場の地下水

(3) 净水施設について

本市の浄水施設の処理方法や規模は、表 2-6 のとおりです。

鵜ノ木浄水場は、昭和 41 年の竣工から 58 年が経過し、耐用年数（58 年）を迎えたことから、今後更新を検討していく必要があります。（表 2-7）

浄水施設の耐震化率は、令和 6 年度末に柏原浄水場の耐震化工事が完了し、100%となりました。（図 2-6）

表 2-6 浄水施設の処理方法・規模

浄水場	水源種別	浄水処理方法	処理能力 (m³/日)
鵜ノ木浄水場	河川伏流水 地下水	高速凝集沈殿、急速ろ過 塩素滅菌処理	20,000
柏原浄水場	地下水	急速ろ過、塩素滅菌処理	3,900
堀兼浄水場	地下水	塩素滅菌処理	1,600
水野浄水場	地下水	塩素滅菌処理	200
計			25,700

表 2-7 浄水施設の状況

浄水場	原水水質の状況	取水量の状況	浄水水質の状況	老朽化の状況	耐震強度	建設年	経過年(R6時点)
鵜ノ木浄水場	○	○	○	△※1	○	昭和41	58
柏原浄水場	○	○	○	△※2	○	昭和47	52
堀兼浄水場	○	○	○	○	○	平成7	29
水野浄水場	○	○	○	○	○	平成19	17

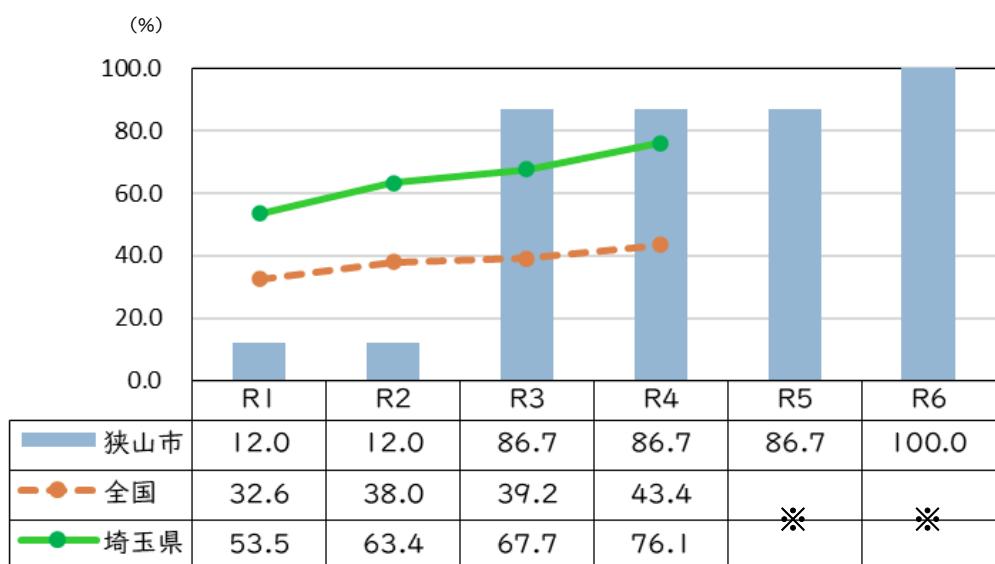
水質及び取水量の状況 ○: 良好 △: 課題あり ×: 早急に対策が必要

老朽化の状況 ○: 良好 △: 課題あり ×: 早急に対策が必要

耐震強度 ○: 良好 △: 補強等の対策が必要 ×: 早急に対策が必要

※1 建設後58年が経過し施設全般に老朽化が進んでいます

※2 建設後52年が経過し施設全般に老朽化が進んでいます



厚生労働省「水道事業における耐震化の状況」(各年度)より
※令和7年7月現在、全国及び埼玉県耐震化率未公表

図 2-6 浄水施設の耐震化率

(4) 配水施設について

本市の配水池の規模や構造は、表 2-8 のとおりです。

施設の老朽化については、耐用年数(58 年)を超えたものはありませんが、耐震診断の結果、補強などの対策が必要な施設があります。(表 2-9)

令和 6 年度末現在、配水施設の耐震化率は、81.5%であり、令和 5 年度から実施している笹井配水場 No.1 配水池の耐震工事が完了する令和 7 年度末には 90.7%となる見込みです。令和 3 年度以降は、県や全国の平均を上回る耐震化率となっていますが、今後も、給水拠点である配水池の耐震化を推進する必要があります。(図 2-7)

また、令和 6 年度の 1 日最大給水量の実績は 50,091 m³であり、10 年前の実績から約 2,400 m³減少しており、今後も減少することが見込まれることから、更新時には適正な規模の検討が必要です。

表 2-8 配水施設の規模・構造

配水場	配水池			配水方式
	名称	構造	容量 (m ³)	
柏原浄水場	配水池	RC造	2,300	ポンプ加圧
堀兼浄水場	No.1配水池	PC造	2,800	ポンプ加圧
	No.2配水池	PC造	2,800	ポンプ加圧
稻荷山配水場	No.1配水池	PC造	22,000	自然流下・ポンプ加圧
	No.2配水池	PC造	15,700	自然流下・ポンプ加圧
水野配水場	No.1配水池	PC造	7,500	ポンプ加圧
	No.2配水池	PC造	7,500	ポンプ加圧
笹井配水場	No.1配水池	PC造	6,900	自然流下
	No.2配水池	PC造	6,900	自然流下
計			74,400	

表 2-9 配水施設の状況

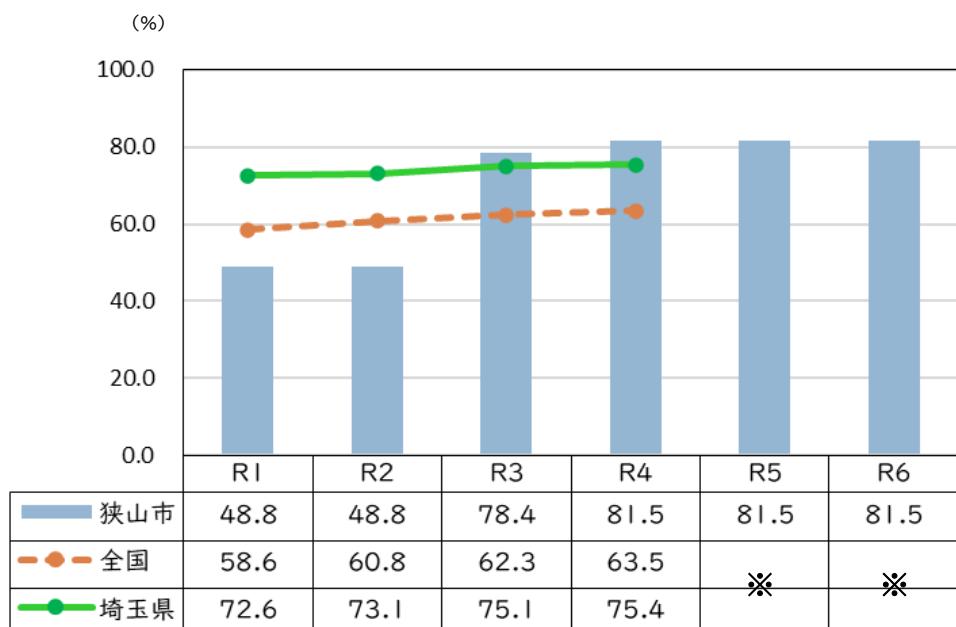
配水場	配水池 名称	老朽化 の状況	耐震 強度	建設年	経過年 (R6時点)
柏原浄水場	配水池	※1	○	昭和47	52
堀兼浄水場	No.1配水池	○	○	平成3	33
	No.2配水池	○	○	平成7	29
稻荷山配水場	No.1配水池	○	○	昭和56	43
	No.2配水池	○	○	平成27	9
水野配水場	No.1配水池	○	○	昭和62	37
	No.2配水池	○	○	昭和62	37
笛井配水場	No.1配水池	○	○※2	平成9	27
	No.2配水池	○	△	平成9	27

老朽化の状況 ○:良好 △:課題あり ×:早急に対策が必要

耐震強度 ○:良好 △:補強等の対策が必要 ×:早急に対策が必要

※1 建設後52年が経過し施設全般に老朽化が進んでいます

※2 令和7年度末に耐震化が完了する予定です



厚生労働省「水道事業における耐震化の状況」(各年度)より
※令和7年7月現在、全国及び埼玉県耐震化率未公表

図 2-7 配水施設の耐震化率

(5) 管路について

令和 6 年度末現在、布設総延長（給水管を除く）は 509,084m であります。そのうち、布設後 40 年を経過した管路は 24.1% であります。年度ごとの布設延長が異なることから、計画的に進めています。

基幹管路の耐震化率は 51.6% であります、水道施設耐震化計画に基づき、耐震化を図っていく必要がであります。計画に遅れを生じている状況にあることから、計画の見直しが必要です。

また、現在老朽管更新事業として進めている塩化ビニール管の更新事業については、安全性の高い耐震管を採用し、更新を計画的に進めており、令和 6 年度末現在、32,300.7m の更新が完了し、改良率は 60.2% であります。

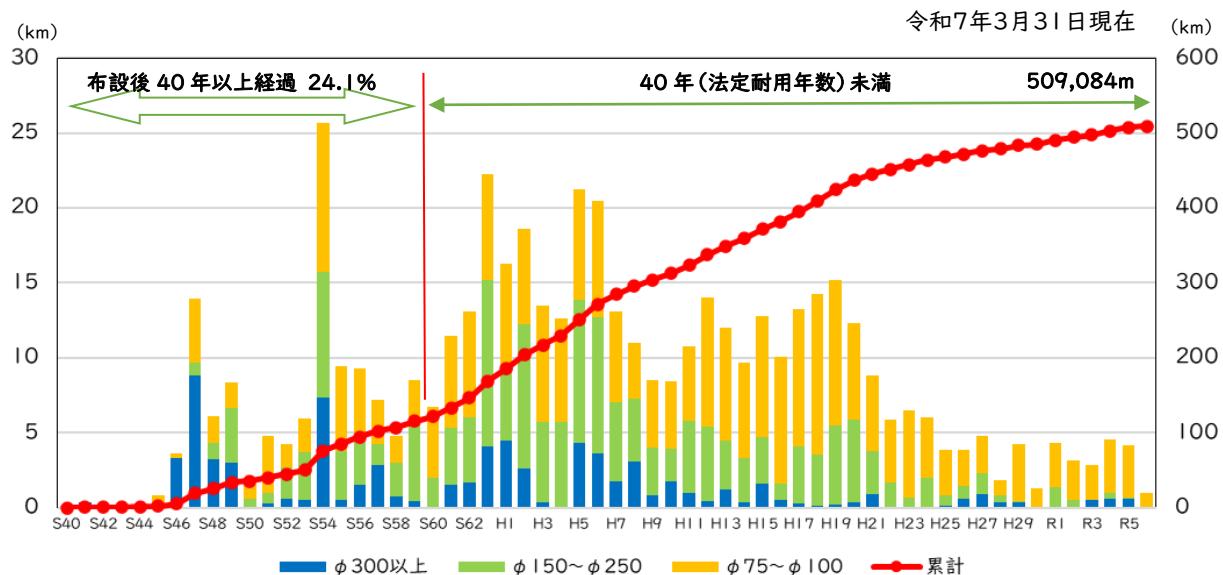


表 2-10 布設後 40 年以上経過した管路

令和7年3月31日現在

	管路総延長	うち、布設後40年以上経過した管路				経年化率
		DIP	SP	VP・その他	計	
導水管	8,201	148	15	330	493	6.0%
送水管	810	425	0	39	465	57.4%
配水本管	73,655	28,646	2,584	2,001	33,231	45.1%
配水支管	426,418	63,267	51	24,965	88,283	20.7%
合計	509,084	92,487	2,650	27,335	122,472	24.1%

経年化率:管路総延長 509,084m に対する 40 年以上経過した管路延長の割合

表 2-11 管路全体の耐震化状況

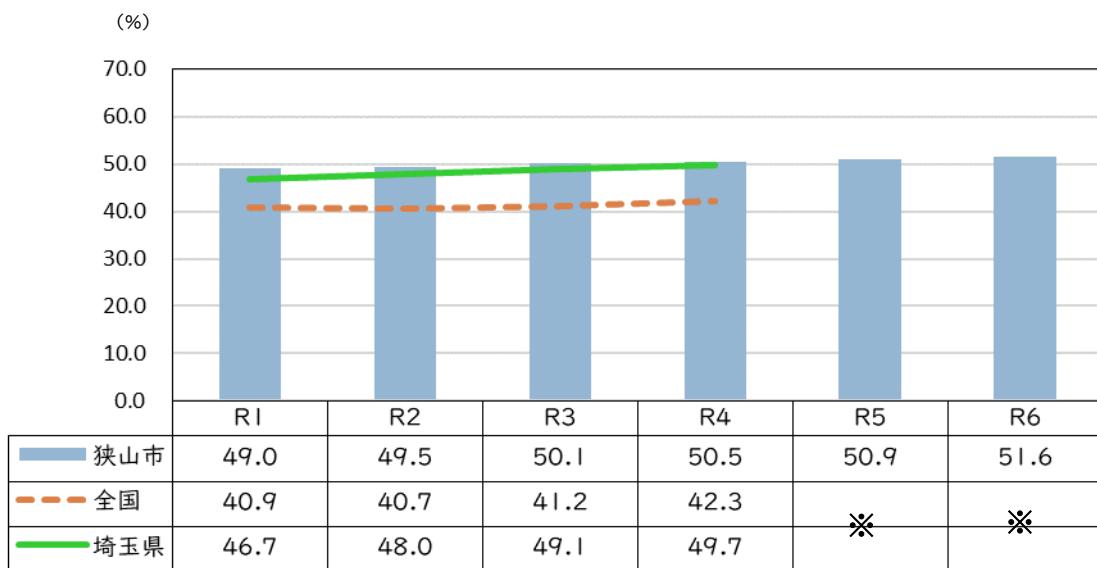
令和7年3月31日現在

(単位:m)

		管路全体	耐震化状況				想定地震動
			耐震管	DIP (K形継手のうち 耐震性能を満たす 管)	DIP (A形・K形継手)	耐震適合性 がある管路	
基幹 管路	管路の延長 割合	82,666	15,067 18.2%	27,562 33.4%		42,629 51.6%	レベル2 地震動
配水 支管	管路の延長 割合	426,418	40,702 9.5%		364,377 85.5%	405,079 95.0%	レベル1 地震動
計	管路の延長 割合	509,084	55,769 10.9%	27,562 5.4%	364,377 71.6%	447,708 87.9%	

耐震管:DIP (GX形・NS形継手)、SP(溶接)

基幹管路:導水管、送水管、配水管(口径300mm以上の配水管)



厚生労働省「水道事業における耐震化の状況」(各年度)より

※令和7年7月現在、全国及び埼玉県耐震化率未公表

図 2-9 基幹管路の耐震化率

【凡例】

DIP:ダクタイル鋳鉄管 SP:鋼管・ステンレス鋼管

VP:硬質塩化ビニール管

DIPのA形・K形・GX形・NS形は継手構造の種類で、GX形・NS形は耐震継手構造

レベル1 地震動:供用期間中に数回発生する大きさの地震動(中規模地震)

レベル2 地震動:供用期間中に発生する確率の極めて小さい強い地震動(大規模地震)

3. 給水人口と水需要

本市の給水人口は、令和 6 年度末現在、146,862 人であり、人口の減少とともに給水人口も減少傾向にあります。また、有収水量については、人口の減少や節水機器の普及及び節水意識の定着などにより減少しており、令和 6 年度の年間有収水量は 15,504,876 m³、1 日最大給水量は 50,091 m³であります。また、普及率は令和 6 年度末現在、99.4%であり、市内のほぼ全域に給水しております。なお、令和 5 年度に普及率が低下しているのは、給水区域を拡張したためであり、令和 8 年度以降に拡張した給水区域全域での給水が開始される予定であることから、それ以降は 99.9%を超える水準となる見込みです。

将来（令和 47 年度）の給水人口推計では、令和 6 年度実績から約 34% 減少することが見込まれます（図 2-10、図 2-11）。なお、給水人口の算定は「狭山市第 5 次総合計画」における将来推計人口を基にしています。

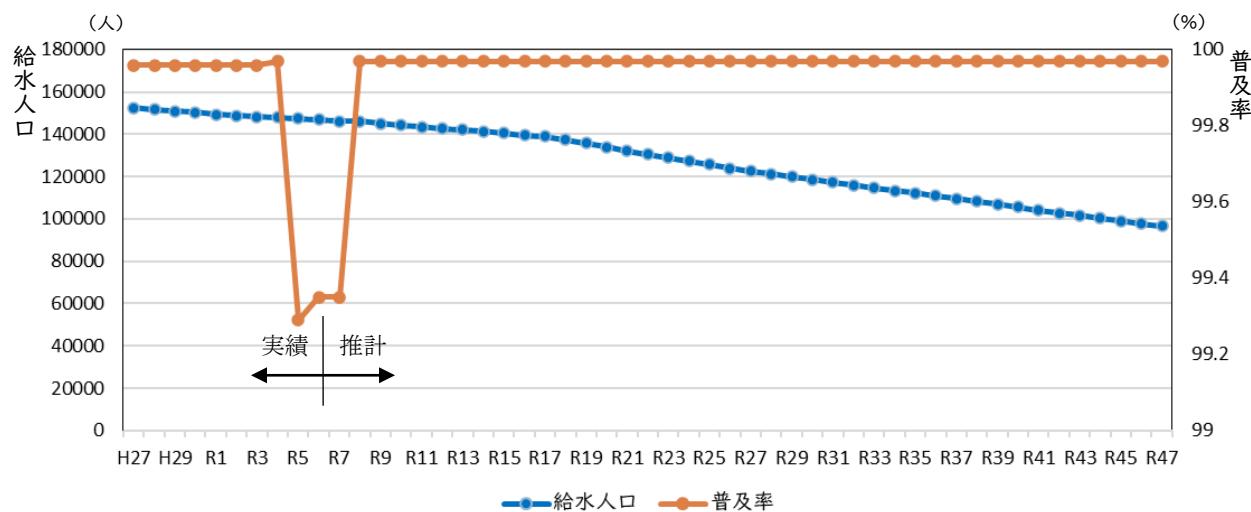


図 2-10 給水人口の推計

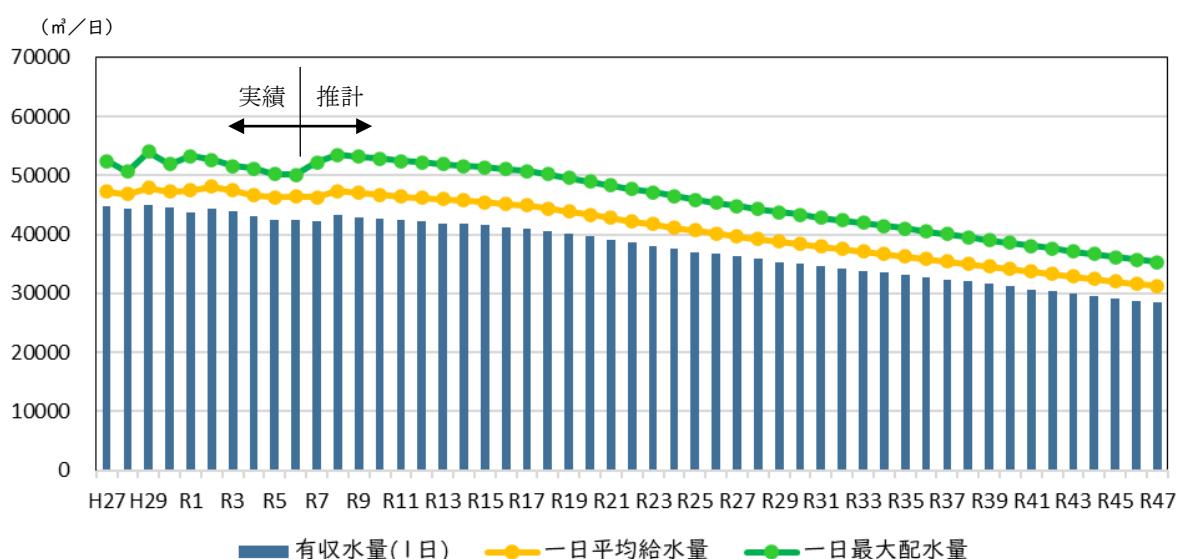


図 2-11 給水量の推計

4. これまでの主な経営健全化の取組状況

(1)これまでの経営戦略の目標達成状況

平成 29 年度に策定した経営戦略計画において、水道事業における課題を「組織」、「施設」、「財源」に区分して整理し、目標を定め、取り組んできました。そのうち、定量目標の達成状況は下記のとおりとなります。

「組織」においては、全ての目標を達成しています。「施設」においては、耐震化工事や老朽管の更新を計画的に進めたことで目標値に近づいているものの「管路改良率」などにおいて目標を下回っている状況にあります。また「財源」においては、「経常収支比率」及び「給水人口／人あたり企業債残高」は目標を達成していますが、「有収率」及び「料金回収率」は目標を下回っている状況にあります。

表 2-12 経営戦略計画の定量目標の達成状況(令和 6 年度末時点)

- | | |
|--|-----|
| A : 目標数値以上の達成 (1 割程度増) または 1 年程度の前倒し達成 | 達成 |
| B : 計画どおりに目標を達成 | |
| C : 遅れを生じたものの計画期間内には目標数値を達成 (見込も含む) | 未達成 |
| D : 目標数値以下 (8 割程度の達成) | |
| E : D に満たない達成率 | |

※期限の定められたものは期限年度においての達成状況（見込み）で判断し、期限のないものは令和6年度末実績で評価

区分	指標	目標値	目標設定時 (平成27年度)	現状 (令和6年度)	評価	達成(見込) 状況
組織	職員1人あたりの給水人口	類似団体平均以上	7,621人 (類似団体 3,641人)	8,159人 (R5類似団体 4,267人)	A	○
	職員1人あたりの給水収益	類似団体平均以上	128,285千円 (類似団体 6,440万5千円)	1億3,379万1千円 (R5類似団体 7,634万7千円)	A	○
	給水収益に対する職員給与費	類似団体平均以上 ※低い方が良い数値	6.2% (類似団体 12.6%)	5.4% (R5類似団体 9.1%)	A	○
施設	耐震化率 ①浄水施設	令和4年度までに100%	12.0%	100.0%	C	○
	耐震化率 ②配水施設	令和6年度までに100%	48.8%	81.5%	D	×
	耐震化率 ③基幹管路	令和8年度までに89%	45.4%	51.6%	E	×
	管路経年化率 ①ダクタイル鉄管・鋼管	毎年、60年経年化率0%	0.0%	0.0%	B	○
	管路経年化率 ②塩化ビニール管	令和8年度までに40年経年化率3%以下	78.7%	4.2%	B	○
	管路改良率	令和8年度までに管路改良率14.3%（うち、塩ビ管改良率76.9%）	0.0% (塩ビ 21.3%)	6.1% (塩ビ 60.2%)	D	×
	実施設利用率	類似団体平均以上	55.6% (類似団体 62.3%)	85.4% (R5類似団体 62.4%)	A	○
財源	有収率	令和8年度までに95.1%	94.7%	91.6%	D	×
	経常収支比率	毎年100%以上	121.2%	107.4%	B	○
	料金回収率	毎年100%以上	115.7%	99.9%	D	×
	給水人口／人あたり企業債残高	21,000円以下	16,839円	14,958円	A	○

類団平均:給水人口 10 万～15 万人規模の類似団体平均

(2) 経営健全化の取組状況

① 包括的民間業務委託の拡充

平成 25 年度から水道料金の検針収納業務の民間委託を導入し、さらなる業務効率化を目指し、下水道事業と併せた窓口業務の委託化や施設の包括的管理を検討しており、令和 9 年度以降の実施に向けて調査・検討を行っています。

② 人件費の削減

事務効率化を通じて、平成 29 年度以降、段階的に職員を 3 名削減しました。

③ 企業債借入額の抑制

毎年、償還額を超えない額の企業債借入を行うことにより、企業債残高を減少させ、支払利息を削減しました。

④ 有収率の向上

令和 6 年度から新たに人工衛星を活用した漏水調査を導入し、漏水可能性箇所を絞り込んで集中的に現地調査を行うことにより、漏水箇所の早期修繕により、有収率の向上に努めています。

⑤ 建設コストの削減

管路布設後の舗装復旧工事における路盤や合材の再生材利用、他工事との同時施工管路の浅層埋設などにより建設コストの削減を図っています。

また、施設更新に際しては、ダウンサイ징など見直しを図ることで経費節減に努めています。

⑥ 新たな水需要の開拓

水道未接続者に対し働きかけを行い、新たな顧客を増やすことで給水収益の増加に努めています。

⑦ 料金改定の検討

前経営戦略計画では、経営の健全化を図る目的で、純利益が赤字を計上する予定であった令和 3 年度に料金改定を計画していましたが、経費節減の努力などにより収支状況が見込んでいたほど悪化しなかったことや新型コロナウィルス感染症の感染拡大などの社会情勢を考慮し、料金改定を見送りました。

前回の料金改定は、平成 12 年度に行っており、25 年間現在の料金を継続しています。

5. 水道事業の経営状況

(I) 財政の状況

水道事業の経営状況は、給水費用を給水収益で賄うことができているかを示す「料金回収率」が令和6年度は99.9%となり、100%を下回っています。

また、支出面においては、物価高騰に伴い委託料や薬品費、動力費などの経費が増加していることに加え、管路更新などに伴う「減価償却費」が増加しており、収入面においては「有収水量」の減少に伴い「給水収益」が減少傾向であることから、施設の更新財源の確保が重要な課題となっています。

(ア) 収益的収支

収益的収支の状況は、毎年黒字を維持しています。

収益的収入については、給水収益の減少などに伴い減少傾向にあり、収益的支出については、物価高騰や施設の老朽化に伴う費用の増加などにより増加傾向となっています。

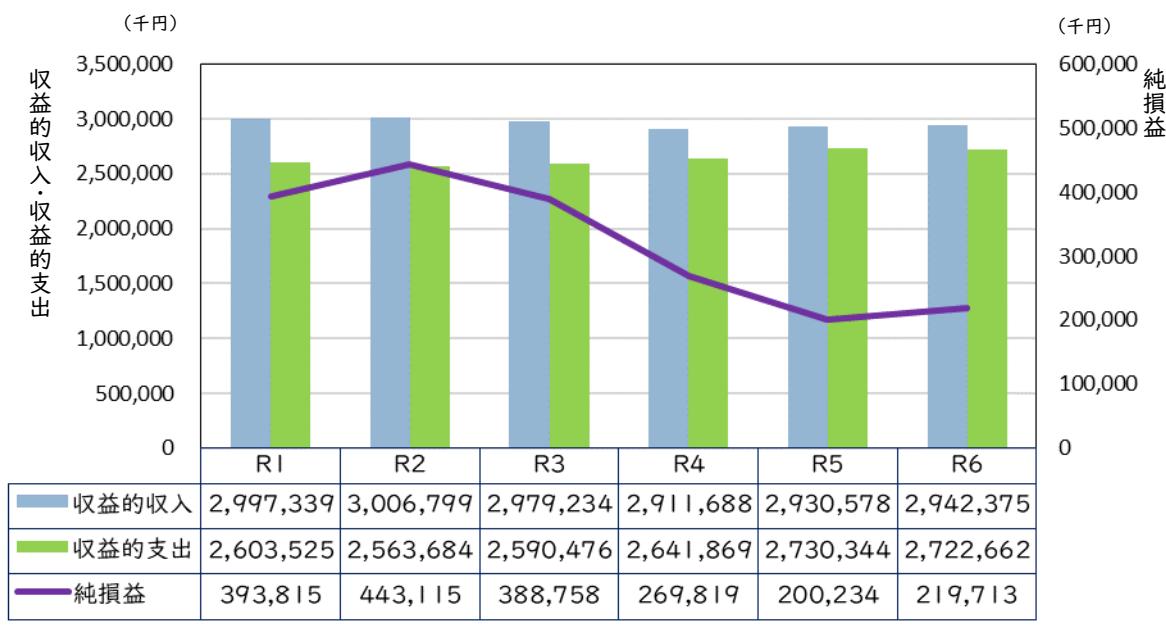


図 2-12 収益的収支の状況

「地方公営企業決算状況調査」
(各年度)より

(イ) 資本的収支

資本的収支の状況は、令和元年度まで稻荷山配水場更新事業により「資本的支出」が増加しましたが、以降は大規模な施設更新はないものの、老朽管更新や施設の耐震化を進めており、資本的支出は毎年10億円を超える規模で推移しています。資本的収支不足額は、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「過年度分損益勘定留保資金」及び「減債積立金」、「建設改良積立金」で補てんしています。

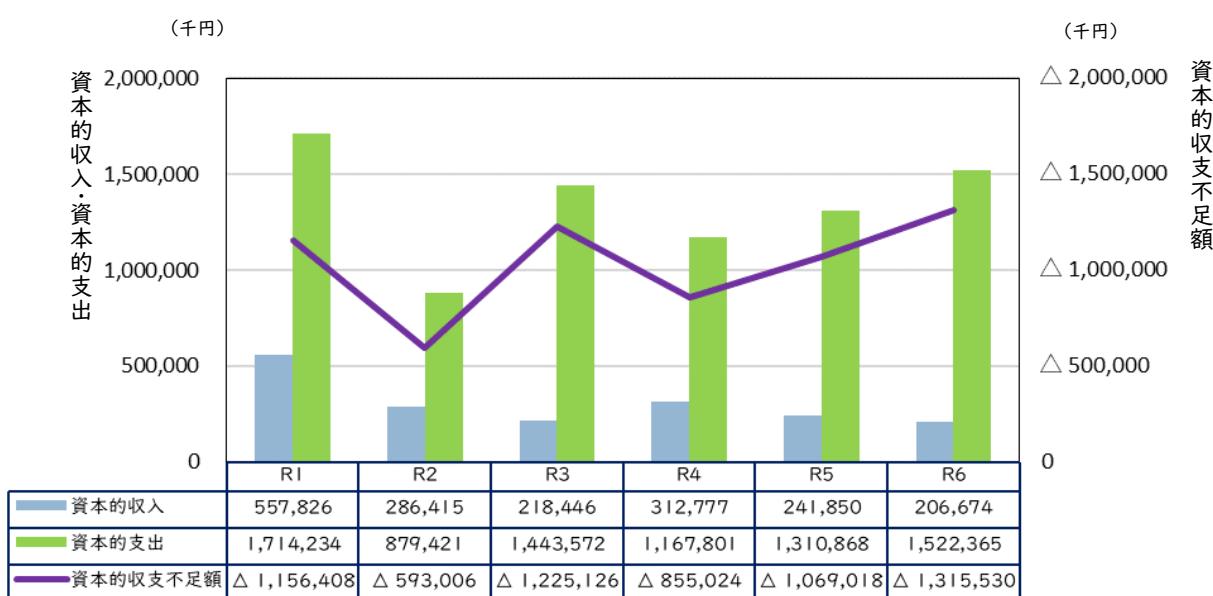


図2-13 資本的収支の状況

「地方公営企業決算状況調査」
(各年度)より

(ウ) 内部留保資金

内部留保資金は、資本的収支不足額を補てんする資金であり、平成28年度以降は経営戦略計画で目標としている25億円以上を維持しています。令和5年度以降は、笹井配水場No.1配水池の耐震化事業による資本的収支不足額の増加に伴い減少しています。

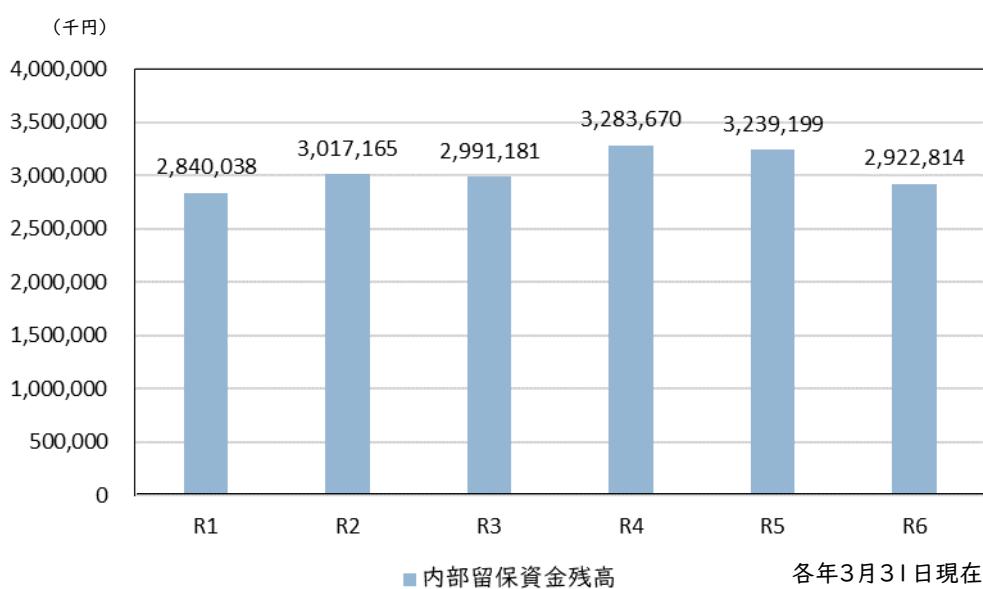


図2-14 内部留保資金の状況

(エ) 企業債の状況

企業債の状況は、平成初期に借入れを行った企業債の償還完了により、企業債残高と元金の償還額が減少しています。

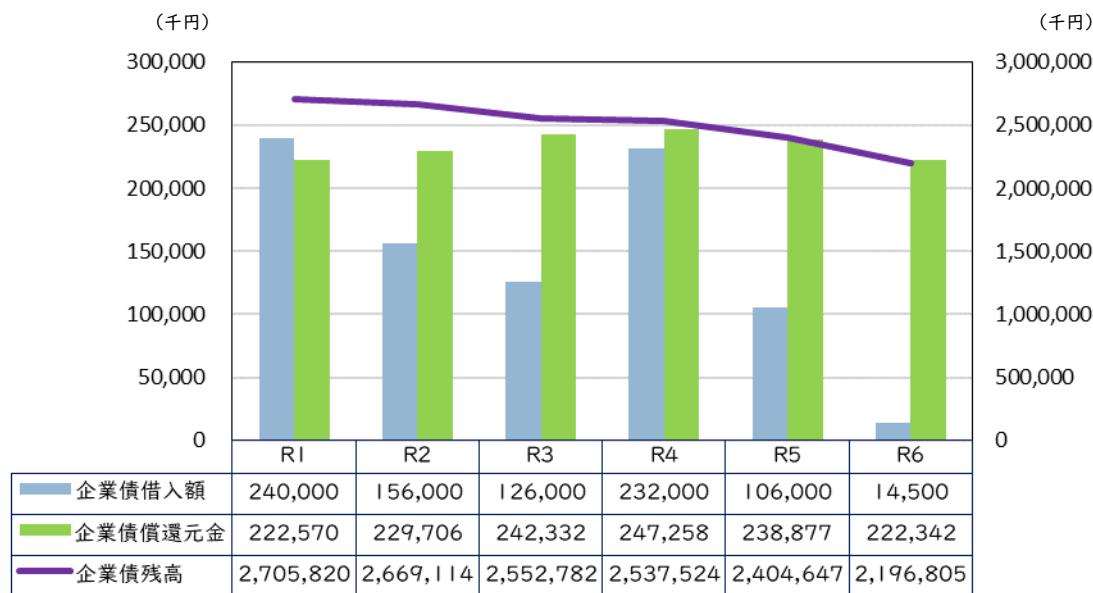


図 2-15 企業債の状況

「地方公営企業決算状況調査」
(各年度)より

6. 経営比較分析表を活用した現状分析

(1) 経営比較分析表による分析について

水道事業の経営状況は、給水を行う規模、地理的条件などにより様々であり、健全経営のための絶対的な基準を設定することは困難です。しかし、個々の水道事業をこれらの基礎的な条件から類型化し、本市と同じ類型に分類された他団体との比較分析から、本市の水道事業の特徴や問題点を把握し、評価や課題を示します。

(2) 分析結果

〈組織に係る指標(1/2)〉

指標	①職員1人当たり給水人口(人)	概要	給水人口を基準として、職員1人当たりの生産性を表す指標。																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 3,344】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>7,911</td> <td>7,470</td> <td>7,441</td> <td>7,809</td> <td>8,225</td> <td>8,190</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>4,721</td> <td>4,821</td> <td>4,230</td> <td>4,249</td> <td>4,253</td> <td>4,530</td> </tr> </tbody> </table>	期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	7,911	7,470	7,441	7,809	8,225	8,190	類団平均	4,721	4,821	4,230	4,249	4,253	4,530	算出式	現在給水人口 ÷ 損益勘定職員数
期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	7,911	7,470	7,441	7,809	8,225	8,190																		
類団平均	4,721	4,821	4,230	4,249	4,253	4,530																		
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 61,240】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>135,258</td> <td>125,611</td> <td>125,290</td> <td>130,413</td> <td>130,141</td> <td>123,572</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>86,252</td> <td>87,218</td> <td>73,463</td> <td>75,817</td> <td>73,344</td> <td>75,228</td> </tr> </tbody> </table>	期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	135,258	125,611	125,290	130,413	130,141	123,572	類団平均	86,252	87,218	73,463	75,817	73,344	75,228	評価	類団平均を大幅に上回っており、職員1人当たりの生産性は高い状況です。
期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	135,258	125,611	125,290	130,413	130,141	123,572																		
類団平均	86,252	87,218	73,463	75,817	73,344	75,228																		
本市の状況		課題	今後も、効率的な経営を継続する必要があります。																					

類団平均:給水人口 10万～15万人規模の類似団体平均

総務省「水道事業経営指標」(各年度)より

図 2-16 経営比較分析表を活用した現状分析結果(1/5)

〈組織に係る指標(2/2)〉

指標	③給水収益に対する割合(職員給与費) (%)														
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 11.9】</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>9.3</td></tr> <tr><td>R1</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>R2</td><td>9.7</td></tr> <tr><td>R3</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>R4</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>R5</td><td>9.4</td></tr> </tbody> </table>	期間	割合 (%)	H30	9.3	R1	9.2	R2	9.7	R3	9.2	R4	9.5	R5	9.4
期間	割合 (%)														
H30	9.3														
R1	9.2														
R2	9.7														
R3	9.2														
R4	9.5														
R5	9.4														
狭山市	5.8														
類団平均	11.9														
概要	給水収益に対する職員給与費の割合を表す指標。														
算出式	職員給与費 ÷ 給水収益 × 100														
評価	類団平均を下回っています。														
課題	今後も、効率的な経営を継続する必要があります。														

類団平均:給水人口 10 万~15 万人規模の類似団体平均

総務省「水道事業経営指標」(各年度)より

〈施設に係る指標(1/2)〉

指標	④施設利用率(%)	【令和5年度全国平均: 59.81】						概要	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を表す指標。																					
	本市の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>55.63</td> <td>55.79</td> <td>56.53</td> <td>55.85</td> <td>54.89</td> <td>85.34</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>62.32</td> <td>62.05</td> <td>63.23</td> <td>62.59</td> <td>61.81</td> <td>62.35</td> </tr> </tbody> </table>						区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	55.63	55.79	56.53	55.85	54.89	85.34	類団平均	62.32	62.05	63.23	62.59	61.81	62.35	算出式	一日平均配水量 ÷ 一日配水能力 × 100
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5																								
狭山市	55.63	55.79	56.53	55.85	54.89	85.34																								
類団平均	62.32	62.05	63.23	62.59	61.81	62.35																								
								評価	令和5年度に認可変更を行い、一日配水能力を見直したため、類団平均を上回っています。																					
								課題	今後、給水量が減少することから、施設規模の見直しを含めた効率的な事業運営計画を検討する必要があります。																					

指標 ⑤有収率(%)

【令和5年度全国平均: 89.42】

期間	本市の状況	全国平均
H30	94.35	89.42
R1	92.36	88.91
R2	92.72	89.35
R3	92.88	89.70
R4	92.49	89.24
R5	91.55	88.71

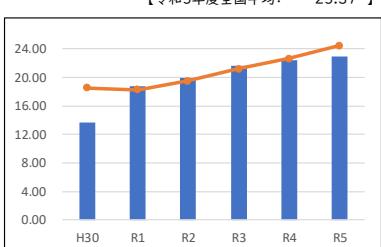
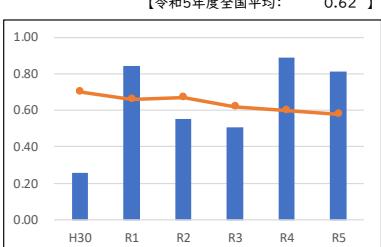
概要	施設の稼働が収益につながっているかを表す指標。
算出式	$\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量} \times 100$
評価	類団平均を上回っているものの、低下傾向となっています。
課題	今後も老朽管更新を推進するとともに、漏水の早期発見など適正な維持管理に努める必要があります。

類団平均:給水人口 10 万~15 万人規模の類似団体平均

「令和5年度経営比較分析表」より

図 2-16 経営比較分析表を活用した現状分析結果(2/5)

〈施設に係る指標(2/2)〉

指標	⑥有形固定資産減価償却率 (%)																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 52.02】</p>  <table border="1"> <caption>有形固定資産減価償却率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狹山市</td> <td>46.47</td> <td>46.96</td> <td>48.39</td> <td>48.97</td> <td>50.30</td> <td>51.57</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>48.86</td> <td>48.69</td> <td>49.62</td> <td>50.50</td> <td>51.28</td> <td>51.95</td> </tr> </tbody> </table>	期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	狹山市	46.47	46.96	48.39	48.97	50.30	51.57	類団平均	48.86	48.69	49.62	50.50	51.28	51.95
期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5																
狹山市	46.47	46.96	48.39	48.97	50.30	51.57																
類団平均	48.86	48.69	49.62	50.50	51.28	51.95																
概要	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、試算の老朽化度合いを示す指標。																					
算出式	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100																					
評価	類団平均を下回る水準で推移しているものの、年々上昇傾向です。																					
課題	施設の老朽化度合いは 50% を超えており、適切な更新に努める必要があります。																					
指標	⑦管路経年化率 (%)																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 25.37】</p>  <table border="1"> <caption>管路経年化率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狹山市</td> <td>13.66</td> <td>18.73</td> <td>20.00</td> <td>21.58</td> <td>22.41</td> <td>22.94</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>18.51</td> <td>18.26</td> <td>19.51</td> <td>21.19</td> <td>22.64</td> <td>24.49</td> </tr> </tbody> </table>	期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	狹山市	13.66	18.73	20.00	21.58	22.41	22.94	類団平均	18.51	18.26	19.51	21.19	22.64	24.49
期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5																
狹山市	13.66	18.73	20.00	21.58	22.41	22.94																
類団平均	18.51	18.26	19.51	21.19	22.64	24.49																
概要	法定耐用年数(40年)を超えた管路延長の割合を表し、管路の老朽化度合いを示す指標。																					
算出式	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100																					
評価	類団平均とほぼ同水準となっていますが、管路の更新が経年化に追い付いていない状況となっています。																					
課題	適切な管路更新を行う必要があります。																					
指標	⑧管路更新率 (%)																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 0.62】</p>  <table border="1"> <caption>管路更新率 (%)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狹山市</td> <td>0.26</td> <td>0.84</td> <td>0.55</td> <td>0.51</td> <td>0.89</td> <td>0.81</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>0.70</td> <td>0.66</td> <td>0.67</td> <td>0.62</td> <td>0.60</td> <td>0.58</td> </tr> </tbody> </table>	期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	狹山市	0.26	0.84	0.55	0.51	0.89	0.81	類団平均	0.70	0.66	0.67	0.62	0.60	0.58
期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5																
狹山市	0.26	0.84	0.55	0.51	0.89	0.81																
類団平均	0.70	0.66	0.67	0.62	0.60	0.58																
概要	法定耐用年数(40年)を超えた管路延長の割合を表し、管路の老朽化度合いを示す指標。																					
算出式	当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100																					
評価	令和4年度以降は類団平均を上回っているものの、全ての管路を更新するには100年以上かかることになります。																					
課題	管路の耐用年数を踏まえ、適切な管路更新を行う必要があります。																					

類団平均:給水人口 10万～15万人規模の類似団体平均

「令和5年度経営比較分析表」より

図 2-16 経営比較分析表を活用した現状分析結果(3/5)

〈財源に係る指標(1/2)〉

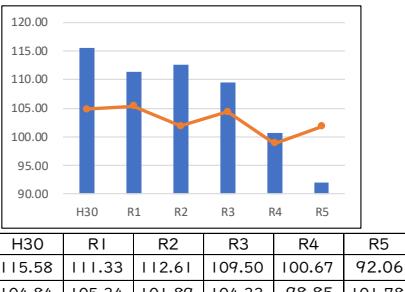
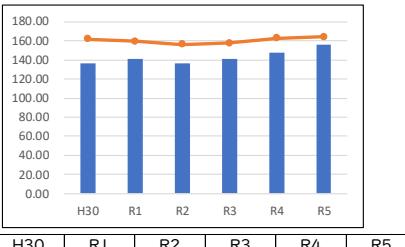
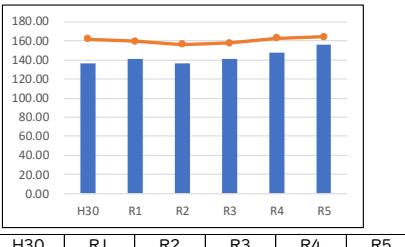
指標	⑨経常収支比率(%)	概要	給水収益や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 108.24】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>120.32</td> <td>115.13</td> <td>117.28</td> <td>115.00</td> <td>110.23</td> <td>107.40</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>112.62</td> <td>112.82</td> <td>111.21</td> <td>111.89</td> <td>109.99</td> <td>110.20</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	120.32	115.13	117.28	115.00	110.23	107.40	類団平均	112.62	112.82	111.21	111.89	109.99	110.20	算出式	経常収益÷経常費用×100
	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	120.32	115.13	117.28	115.00	110.23	107.40																		
類団平均	112.62	112.82	111.21	111.89	109.99	110.20																		
		評価	類団平均を下回っているものの、100%を超えており、必要な経費を賄うことができている状況となっています。																					
指標	⑩流動比率(%)	課題	施設の更新や物価高騰などにより費用が増加しており、数値が低下傾向であることから、効率的な事業経営を維持する必要があります。																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 243.36】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>565.79</td> <td>501.60</td> <td>518.50</td> <td>428.37</td> <td>495.74</td> <td>567.90</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>318.89</td> <td>358.91</td> <td>360.96</td> <td>351.29</td> <td>364.24</td> <td>369.82</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	565.79	501.60	518.50	428.37	495.74	567.90	類団平均	318.89	358.91	360.96	351.29	364.24	369.82	概要	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。
	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	565.79	501.60	518.50	428.37	495.74	567.90																		
類団平均	318.89	358.91	360.96	351.29	364.24	369.82																		
		算出式	流動資産÷流動負債×100																					
		評価	100%を超えており、類団平均を上回っています。																					
指標	⑪企業債残高対給水収益比率(%)	課題	今後、施設の耐震化・更新工事などの財源として企業債の借入が増加した場合、数値が低下する可能性があります。																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 265.93】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>97.61</td> <td>107.71</td> <td>106.52</td> <td>103.02</td> <td>108.32</td> <td>108.11</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>290.07</td> <td>247.27</td> <td>239.18</td> <td>236.29</td> <td>238.77</td> <td>218.57</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	97.61	107.71	106.52	103.02	108.32	108.11	類団平均	290.07	247.27	239.18	236.29	238.77	218.57	概要	料金収入(給水収益)に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	97.61	107.71	106.52	103.02	108.32	108.11																		
類団平均	290.07	247.27	239.18	236.29	238.77	218.57																		
		算出式	企業債残高÷給水収益×100																					
		評価	類団平均を大幅に下回っています。給水収益の減少に伴い、微増傾向です。																					
		課題	今後、施設の耐震化・更新工事などの財源として企業債の借入が増加した場合、数値が上昇する可能性があります。																					

類団平均:給水人口 10万~15万人規模の類似団体平均

「令和5年度経営比較分析表」より

図 2-16 経営比較分析表を活用した現状分析結果(4/5)

〈財源に係る指標(2/2)〉

指標	⑫料金回収率(%)	概要	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金水準などを評価する指標。																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 97.82】</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>115.58</td> <td>111.33</td> <td>112.61</td> <td>109.50</td> <td>100.67</td> <td>92.06</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>104.84</td> <td>105.34</td> <td>101.89</td> <td>104.33</td> <td>98.85</td> <td>101.78</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	115.58	111.33	112.61	109.50	100.67	92.06	類団平均	104.84	105.34	101.89	104.33	98.85	101.78	算出式	供給単価÷給水原価×100
	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	115.58	111.33	112.61	109.50	100.67	92.06																		
類団平均	104.84	105.34	101.89	104.33	98.85	101.78																		
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 177.56】</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>136.55</td> <td>140.76</td> <td>136.83</td> <td>140.60</td> <td>147.74</td> <td>155.62</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>161.82</td> <td>159.60</td> <td>156.32</td> <td>157.40</td> <td>162.61</td> <td>163.94</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	136.55	140.76	136.83	140.60	147.74	155.62	類団平均	161.82	159.60	156.32	157.40	162.61	163.94	評価	類団平均を下回っており、かつ、令和5年度に100%を下回っており、給水に係る費用を給水収益で賄えていない状況となりました。
	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	136.55	140.76	136.83	140.60	147.74	155.62																		
類団平均	161.82	159.60	156.32	157.40	162.61	163.94																		
本市の状況		課題	今後も給水収益が減少していく見込みであり、引き続き業務効率化などの努力に加え、適正な料金単価についても検討していく必要があります。																					
指標	⑬給水原価(円)	概要	有収水量 1 m ³ 当たり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。																					
本市の状況	<p>【令和5年度全国平均: 177.56】</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狭山市</td> <td>136.55</td> <td>140.76</td> <td>136.83</td> <td>140.60</td> <td>147.74</td> <td>155.62</td> </tr> <tr> <td>類団平均</td> <td>161.82</td> <td>159.60</td> <td>156.32</td> <td>157.40</td> <td>162.61</td> <td>163.94</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	狭山市	136.55	140.76	136.83	140.60	147.74	155.62	類団平均	161.82	159.60	156.32	157.40	162.61	163.94	算出式	経常費用-(受託工事費+売却原価+附帯事業費)-長期前受金戻入益÷年間有収水量×100
	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
狭山市	136.55	140.76	136.83	140.60	147.74	155.62																		
類団平均	161.82	159.60	156.32	157.40	162.61	163.94																		
本市の状況		評価	類団平均を下回っているものの、施設の更新や物価高騰などにより費用が増加しており上昇傾向となっています。																					
本市の状況		課題	今後も効率的な事業経営を維持する必要があります。また、給水原価の64%を占める受水費の単価改定によりさらに上昇することが見込まれます。																					

類団平均:給水人口 10万~15万人規模の類似団体平均

「令和5年度経営比較分析表」より

図2-16 経営比較分析表を活用した現状分析結果(5/5)

7. 水道事業の課題の分析と結果

本市の水道事業における課題を「組織」、「施設」、「財源」に区分して整理します。

(I) 課題:組織

(ア) 本市独自の課題の分析

本市では、「狭山市定員管理指針(2024 改訂)」において、現在の社会情勢における増加・多様化に対し柔軟に対応していくため、定数の弾力的運用と職員の重点配置による組織の「最適化」を目指しています。職員の定数については、令和6年度時点の職員数を基準に人口1,000人あたり職員数6.20人を現在の適正な水準と捉え、近隣市や類似団体の状況を踏まえながら、社会情勢の変化に応じた弾力的な運用を図ることとしております。

(イ) 経営比較分析表による課題の分析

水道事業における職員数は、第2章 I(6)組織に示したとおり、過去5年間で2名の削減を行っています。その結果、職員に関する指標は類似団体平均に比べ優れた値となっており、今後も効率的な経営を維持する必要があります。

(ウ) 結果

現在30歳代以下の技術系職員が少ない状況を踏まえ、人材の育成や技術の継承を考慮した人材の確保が必要です。また、施設の更新を円滑に進めるとともに、社会情勢の変化に適切な対応を図るために組織の充実が必要です。

組織の課題①:技術の継承に必要な人材の育成と確保

組織の課題②:事業の推進に必要な組織の充実

(2) 課題:施設

(ア) 本市独自の課題の分析

① 施設

第2章2. 水道施設の概要に示したとおり、現在老朽化により運転に支障をきたすような施設はありませんが、間もなく耐用年数を迎える施設があり、更新を検討する必要があります。

特に浄水施設については、非常時の自己水源を使用した給水確保にはなくてはならない重要な施設であり、適正な規模での更新を図る必要があります。

なお、浄水施設の耐震化については、100%を達成しており、配水施設は令和7年度時点での90.7%見込であることから、引き続き配水施設の耐震化を図る必要があります。

実績給水量は、令和5年度に認可変更を行い、配水能力 54,300 m³/日に見直したことから乖離は縮まっており、今後も維持していく必要があります。

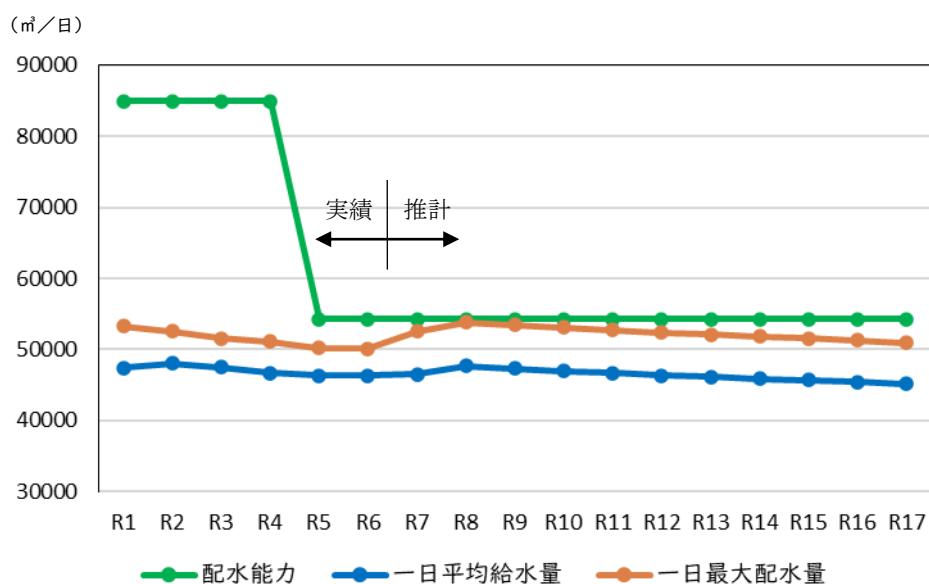


図 2-17 給水量の推計

② 管路

管路の総布設延長(給水管を除く)は、令和7年3月31日現在、509,084m(昭和40年度～令和6年度)であり、耐震化率は、基幹管路51.6%、配水支管95.0%であります。現在の経年化率は24.1%で、法定耐用年数を(40年)を超過する管路延長の推移は、図2-18のとおりであります。

(イ) 経営比較分析表による課題の分析

① 施設

施設利用率は、令和5年度に認可変更を行い、一日配水能力を見直したため、類似団体平均値を上回っていますが、給水人口が右肩上がりの時代に築造した施設は、今後の給水量の減少を踏まえると過大ともいえる規模であり、施設更新の際には適正な規模への見直しが必要です。

② 管路

管路経年化率は類似団体平均値と同程度で、管路更新率は上回っています。しかし、管路経年化率は右肩上がりとなっており、管路の更新が経年化に追いついていない状況にあり、近年の更新率では、全ての管路を更新するのに 100 年以上かかる見込みであります。

(ウ) 結果

施設及び管路の耐震化を推進し、非常時の安定給水を図り、併せて老朽管の更新を推進する必要があります。施設の更新時には、給水量に対応した適正な規模とする必要があります。また、引き続き適正な維持管理を行う必要があります。

施設の課題①:耐震化の推進及び老朽管の更新

施設の課題②:施設規模の適正化

施設の課題③:維持管理の適正化

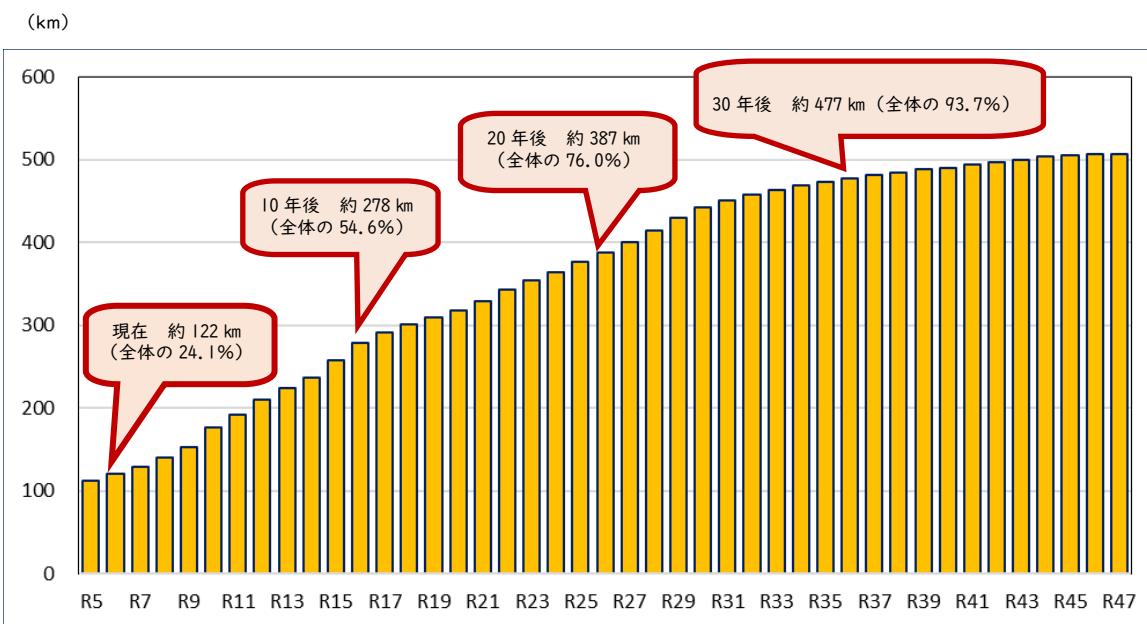


図 2-18 耐用年数(40 年)を超過する管路延長の推移

(3) 課題:財源

(ア) 本市独自の課題の分析

① 水道料金

人口の減少及び節水機器の普及に伴い、「有収水量」及び「給水収益」は減少傾向にあります（図 2-19）。また、40 年先（令和 47 年度）の給水量の推計は、令和 6 年度に比べ約 9% 減少することが見込まれます。

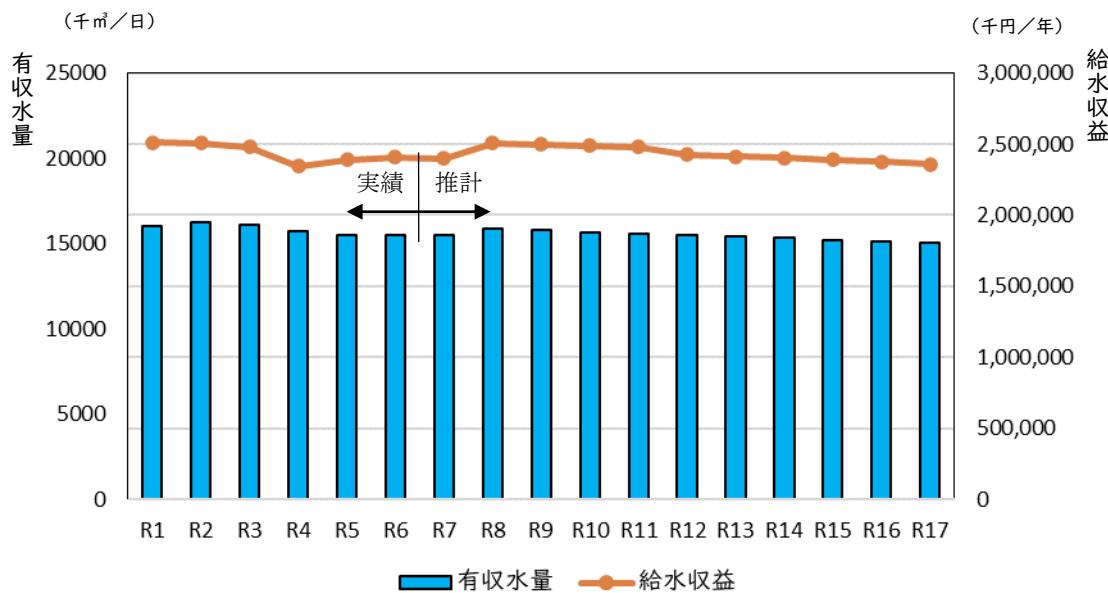


図 2-19 有収水量と給水収益の推計

② 支出

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大や世界情勢により、物価・エネルギー高騰が続いていること、人件費も上昇していることから、水道事業においても委託料をはじめ、薬品費、動力費、工事請負費などで影響を受けています。加えて、令和 8 年度から県水受水費が 21% の値上げとなり、令和 11 年度以降にさらに県水値上げの可能性があります。県水単価の動向は、今後の水道事業の経営に大きく影響を与える要因となります（図 2-21）。

また、水道料金の口座振替などに係る銀行手数料の増額や郵便料金の値上げや、徴収事務などに係る経費の増加も続いていること、費用は年々増加する見込みとなっています（図 2-22）。

今後も給水収益が減少し、費用が増加していく中で、施設の耐震化や更新のための財源確保が必要です。

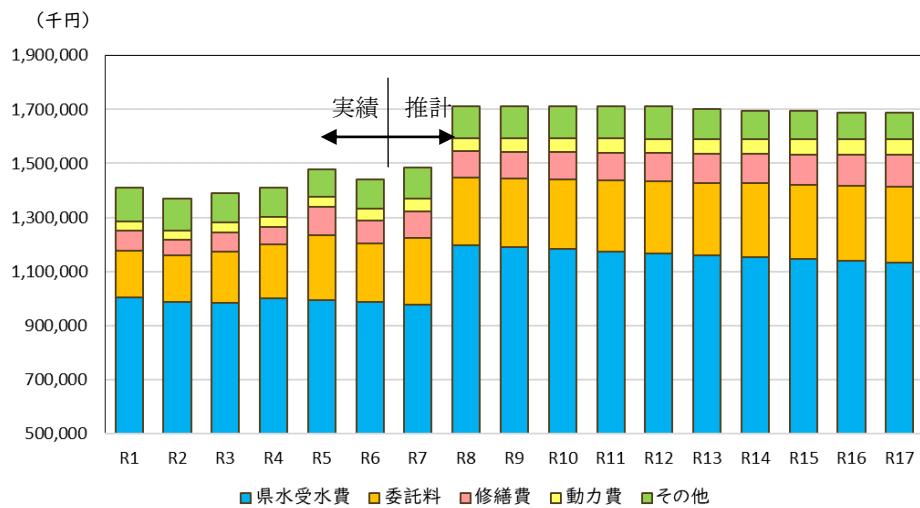
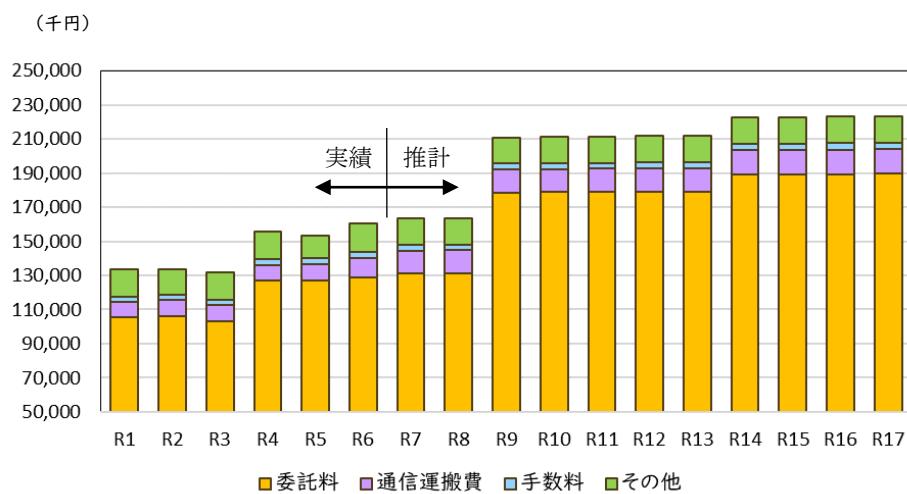


図 2-20 維持管理費(浄水施設・配水施設)の推計



※下水道使用料徴収事務費含む。
毎年、検針件数の割合に応じて下水道事業へ費用を請求(令和6年度:下水道事業負担率47%)

図 2-21 料金徴収事務費の推計

(イ) 経営比較分析表による課題の分析

財政に関する指標は、類似団体平均に比べ概ね優れた値となっていますが、「経常収支比率」や「料金回収率」などの指標の推移としては悪化している状況です。今後も事業量の増加により指標が悪化する可能性があり留意が必要です。

(ウ) 結果

有収水量の減少に伴い料金収入が減少する中で、浄配水場や管路の更新を着実に実施するには必要となる財源の安定確保が今後の大変な課題であり、水道料金や維持管理費の適正化を検討していくことが必要です。

財源の課題①:料金収入減少への対応

財源の課題②:長期的な安定経営

第3章 経営戦略の基本方針

1. 基本理念

経営戦略の基本理念

安全・安心な水の安定供給

2. 基本方針

基本理念を実現するために組織、施設、財源の一体マネジメントによる持続的な事業運営を行います。

●組織の方針

持続的な事業運営のための組織体制の強化

●施設の方針

施設の更新、長寿命化対策、耐震化対策、ダウンサイ징の計画的な実施

●財源の方針

経営基盤の強化を図り、長期的な安定かつ健全な事業運営の維持

3. 水道事業の運営方針

経営戦略の基本方針に対し、前章で抽出された課題を解決するため、経営戦略の取組として主な施策を表3-1に示します。また、施策の実施に係る指標及び目標を設定します。

表3-1 基本方針と施策

施策	基本方針	組織	施設	財源
① 人材育成・技術の継承	◎	○	○	
② 組織・人員の充実	◎			
③ 事業運営の効率化	◎	○	○	
④ 耐震化事業の推進		◎		
⑤ 更新事業の推進		◎		
⑥ 施設規模の見直し		◎		
⑦ 危機管理体制の強化	○	◎		
⑧ 施設の適正な維持管理		◎	○	
⑨ 漏水対策		○	◎	
⑩ 支出の抑制		○	◎	
⑪ 水道料金の適正化				◎
⑫ 更新費用の確保		○	◎	
⑬ 経営状況の公表				◎

◎=基本方針に対する主な施策 ○=基本方針に関連する施策

(I) 指標の設定

各施策を実現するために指標を設定します。

(ア)組織

組織に係る課題を踏まえた施策及び対象指標を表3-2に示すとおり設定します。

表3-2 組織に係る課題・施策・対象指標

課題	施策	対象指標
技術の継承に必要な人材の育成と確保	①人材育成・技術の継承	講習会・研修会への参加
		マニュアルの充実
事業の推進に必要な組織の充実	②組織・人員の充実	職員1人当たりの給水人口
	③事業運営の効率化	職員1人当たりの給水収益
		給水収益に対する職員給与費
		包括的業務委託の拡充

(イ)施設

施設に係る課題を踏まえた施策及び対象指標を表3-3に示すとおり設定します。

表3-3 施設に係る課題・施策・対象指標

課題	施策	対象指標
耐震化の推進及び老朽管の更新	④耐震化事業の推進	耐震化率
	⑤更新事業の推進	管路経年化率
		管路更新率
施設規模の適正化	⑥施設規模の見直し	実施設利用率
維持管理の適正化	⑦危機管理体制の強化	災害対策訓練の実施回数
	⑧施設の適正な維持管理	水道施設点検要領の充実

(ウ)財源

財源に係る課題を踏まえた施策及び対象指標を表3-4に示すとおり設定します。

表3-4 財源に係る課題・施策・対象指標

課題	施策	対象指標
料金収入減少への対応	⑨漏水対策	有収率
	⑩支出の抑制	経常収支比率
		料金回収率
		給水人口1人当たり企業債残高
長期的な安定経営	⑪水道料金の適正化	改定
	⑫更新費用の確保	内部留保資金残高
	⑬経営状況の公表	経営比較分析表

(2) 目標の設定

設定した指標に対する目標値を設定します。

(ア)組織

組織に係る目標値を表 3-5 に示すとおり設定します。

表 3-5 組織に係る目標値

施策	対象指標	目標値
①人材育成・技術の継承	講習会・研修会への参加	1回／1人・年以上参加
	マニュアルの充実	毎年更新
②組織・人員の充実	職員 1人当たりの給水人口	類似団体の平均値以上
③事業運営の効率化	職員 1人当たりの給水収益	類似団体の平均値以上
	給水収益に対する職員給与費	
	包括的業務委託の拡充	令和 9 年度から実施

(イ)施設

施設に係る目標値を表 3-6 に示すとおり設定します。

表 3-6 施設に係る目標値

施策	対象指標	目標値
④耐震化事業の推進	耐震化率	配水施設:令和 17 年度までに 100% 基幹管路:令和 17 年度までに 75%
⑤更新事業の推進	管路経年化率	ダクタイル鉄管・鋼管 毎年、60 年経年化率 5% 以下 塩化ビニール管 令和 12 年度までに 40 年経年化率 0%
	管路更新率	令和 17 年度までに管路改良率 15% (うち塩化ビニール管改良率 100%)
⑥施設規模の見直し	実施設利用率	類似団体の平均値以上
⑦危機管理体制の強化	災害対策訓練の実施回数	毎年 2 回
⑧施設の適正な維持管理	水道施設点検要領の充実	更新が必要な都度更新

※1 管路改良率は、令和 6 年度時の管路総延長 509.1 km に対しての改良延長の割合

※2 塩化ビニール管の改良率は、更新に着手した平成 22 年度時の延長 53.7km に対しての改良延長の割合

※3 実施設利用率は、実 1 日配水能力に対する 1 日平均配水量の割合

(ウ)財源

財源に係る目標値を表 3-7 に示すとおり設定します。

表 3-7 財源に係る目標値

施策	対象指標	目標値
⑨漏水対策	有収率	令和 17 年度までに 92.2%
⑩支出の抑制	経常収支比率	毎年 100% 以上
	料金回収率	毎年 100% 以上
	給水人口 1 人当たり企業債残高	21,000 円以下
⑪水道料金の適正化	改定	令和 8 年度に改定を実施
⑫更新費用の確保	内部留保資金残高	令和 17 年度末時点で 25 億円以上
⑬経営状況の公表	経営比較分析表	毎年公表

第4章 経営戦略の取組

I. 組織

施策の「①人材育成・技術の継承」、「②組織・人員の充実」、「③事業運営の効率化」を踏まえて、次のとおり取り組みます。

(1) 人材育成・技術力の継承

今後、増加する施設の耐震化や管路の更新を着実に進めるとともに、日常の施設管理を適切に行い施設の健全化を図るため、技術系職員の確保と育成に取り組みます。

また、ベテラン職員が培ってきた技術の正確な継承とともに、マニュアルの充実を図り、講習会・研修会などを通じて職員の技術力の向上を図っていきます。

(2) 広域化

本市の主な浄水の供給源である県営水道（埼玉県）においては、将来（概ね半世紀先）の「水源から蛇口までを一元化した県内水道一本化」を見据え、多様な広域連携の取組が進められています。

（埼玉県水道整備基本構想：埼玉県 令和5年3月改定）

事業統合にとらわれない多様な形態の広域連携として発展的広域化という考えが示されており、理想的な広域化の枠組みについて、地域の特性を考慮しながら、業務の効率化などの可能性を探り、近隣事業体と調整・協議していきます。

(3) 民間資金・ノウハウの活用

料金徴収、滞納整理、窓口の各業務は、下水道事業と合わせて民間企業に包括的に委託しており、窓口サービスの拡大や収納率向上といった業務改善に一定の効果が見られています。職員数が減少している中、今後増加する浄配水施設更新や管路更新を着実に進めるため、業務の効率化や省力化に取り組むとともに、水道施設管理業務や給水窓口受付業務などの包括的民間業務委託の拡充を検討します。

なお、包括的民間業務委託の導入にあたっては、水道水の安全の確保、危機管理体制の維持、適正な人員配置及びコスト削減効果などを十分考慮した上で実施していきます。

2. 施設

施策の「④耐震化事業の推進」、「⑤更新事業の推進」、「⑥施設規模の見直し」、「⑦危機管理体制の強化」、「⑧施設の適正な維持管理」を踏まえて、次のとおり取り組みます。

(1) 耐震化事業

地震が発生した場合においても、市民のライフラインとしての水道水の供給を確保するため、「水道施設耐震化計画（計画期間：平成 24 年度～令和 8 年度）」及び「水道事業基本計画（計画期間：平成 30 年度～令和 19 年度）」に基づき、事業の進捗状況を踏まえて、次のとおり耐震化事業を実施します。

ア 基幹施設

令和 17 年度までに笹井配水場 No.2 配水池の耐震化を実施します。

イ 基幹管路

基幹管路である導水管、送水管、配水管（口径 300mm 以上）の耐震化を令和 34 年度までに計画的に進めます。

給水量の減少を考慮し、適正な施設規模へダウンサイズを図り、口径 350mm 以上の管路について、1 ランク縮径し費用を削減します。

(2) 更新事業

水道水を安全に安定して供給するためには、老朽化が進行する水道施設・管路を更新する必要があり、「水道事業基本計画（計画期間：平成 30 年度～令和 19 年度）」に基づき、更新工事を実施します。

更新事業は、以下に示すとおり推進します。

（ア）耐用年数

「法定耐用年数」と「アセットマネジメント実践手引き（厚生労働省）」の老朽化資産の区分を法定耐用年数の 1.5 倍とする例」及び「平均使用年数」に基づき、本市の更新基準を表 4-1 のとおり設定します。

表 4-1 法定耐用年数と狹山市の更新基準

工種	法定耐用年数	設定例	平均使用年数	市設定値
建築	50年	65～75年	70年	70年
土木	60年※	65年～90年	73年	73年
電気	15年	15年～40年	25年	
機械	15年	15年～30年	24年	23年 (発電設備:30年)
計装	15年	10年～25年	21年	
管路	40年	40年～70年 鋼管	55年	60年
		40年～80年 ダクタイル鉄管	60年	60年
		60年～100年 ダクタイル鉄管（防食）	80年	80年
		40年～60年 塩化ビニール管	50年	40年

(イ) 施設の更新

浄水施設及び配水施設は、水道水を供給する上で極めて重要な施設であり、施設の長寿命化を図る際には、安定給水の確保に留意しなければなりません。

施設は、定期的な中規模または大規模改修により施設の機能回復と向上を図り、実用上問題のない施設や耐震補強を施した施設については、安全性や機能性に問題がないよう、予防保全の観点を取り入れた保全計画を作成して長寿命化を図り、表 4-1 に示す市設定値の更新基準により更新します。また、機械電気設備については、正常に運転できる状態を維持するため、定期的に点検・修理などを実施します。

更新事業計画は、更新する浄配水場が同一年度に重ならないように平準化を図る必要があることから、図 4-1 に示す施設更新とします。

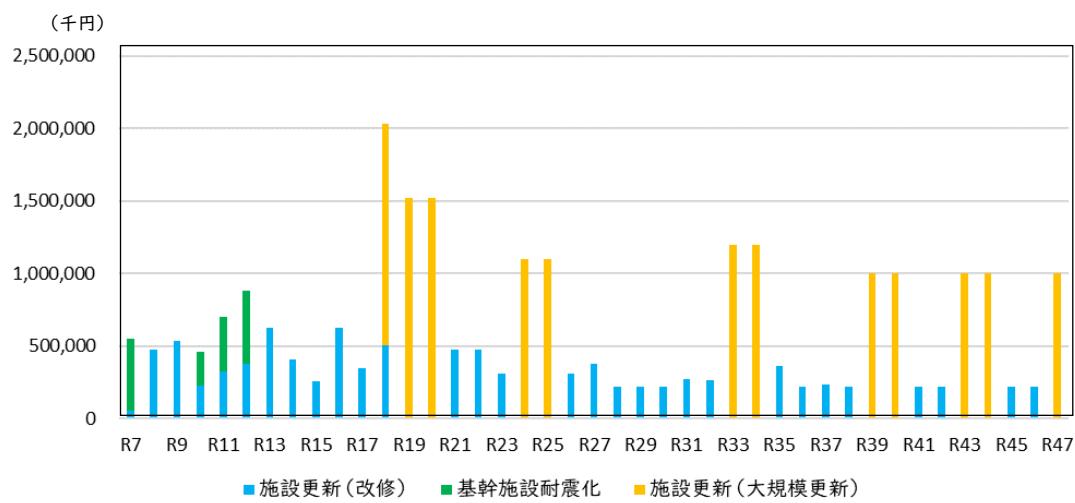


図 4-1 施設の更新計画事業費

(ウ) 管路の更新

現在進めている塩化ビニール管を対象とする老朽管更新事業は、更新基準を 40 年とし令和 12 年度までに完了する計画とします。

また、塩化ビニール管以外の管路(鋼管・ダクタイル鋳鉄管)については、日本水道協会及び厚生労働省の更新基準例により、60 年の使用は可能と考えられることから、塩化ビニール管以外の管路の更新基準は前回の経営戦略と同様 60 年とし、令和 13 年度から更新を開始します。

更新実施にあたっては、各年度の調整により、全体事業費の平準化を図ります。

・前回計画

更新基準 60 年(平準化) 更新延長 7,073m/年 更新事業費 5.9 億円/年

・今回見直し

更新基準 60 年(平準化) 更新延長 5,000m/年 更新事業費 6.5 億円/年

※ただし、基幹管路の更新・耐震化事業と並行して実施する令和 34 年度までの更新延長は 2,000m/年とし、更新事業費は 2.6 億円/年とします。

(3) 全体事業費の平準化

管路更新は、工事費を平準化して実施する予定であり、浄配水施設更新は全面更新事業においては更新する浄配水場が同一年度に重ならないように平準化を図ります。

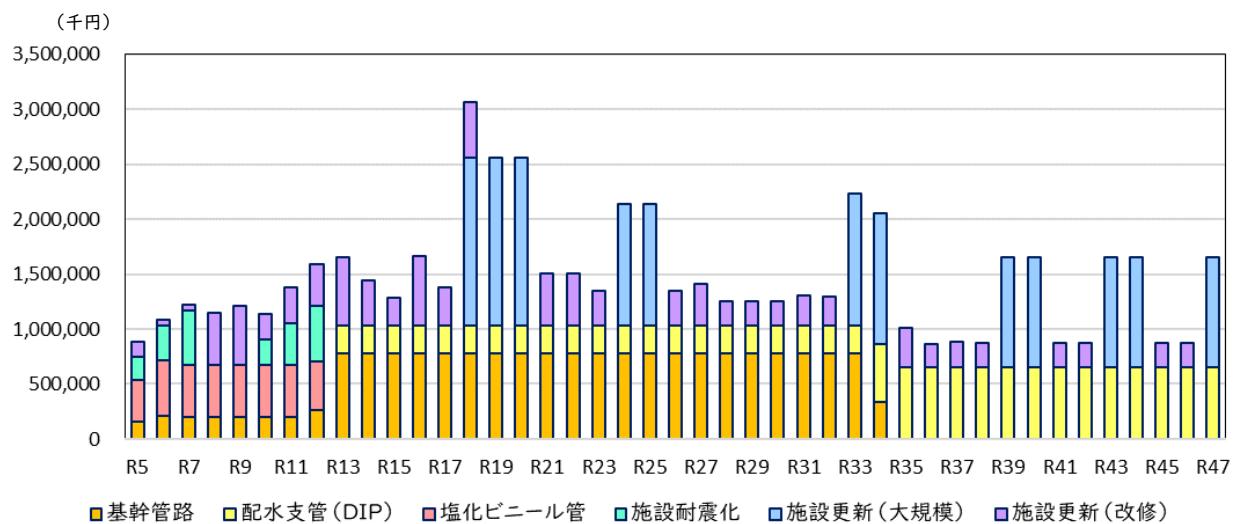


図 4-2 全体事業費の平準化後の見込み

(ア) 施設更新の前提条件

- ①施設の更新基準(耐用年数)は、予防保全の観点を取り入れた保全計画を作成して長寿命化を図り、表 4-1 に示す市設定値により更新します。
- ②施設の耐震化を令和 17 年度までに完了する計画とします。
- ③浄配水場などの水道施設は、非常時においても可能な限り断滅水が生じないよう考慮し、本市の地形地盤などの特性を留意し、施設の分散化、配水区分け、水源の多系統化などにより安定給水を確保しており、今後も現在の浄配水場を維持します。
- ④更新する浄配水場が同一年度に重ならないように平準化し事業を進めます。
- ⑤今後の水需要の減少から、更新時には適正な施設規模に縮小します(表 4-2)。

表 4-2 配水池の更新規模

施設名	現況	更新計画	更新時期	
稻荷山配水場	No.1配水池	22,000m³	6,600m³	令和36年度
	No.2配水池	15,700m³	6,600m³	令和48年度以降
水野配水場	No.1配水池	7,500m³	3,200m³	令和42年度
	No.2配水池	7,500m³	3,200m³	令和46年度
堀兼浄水場	No.1配水池	2,800m³	750m³	令和48年度以降
	No.2配水池	2,800m³	750m³	令和46年度
笹井配水場	No.1配水池	6,900m³	3,200m³	令和48年度以降
	No.2配水池	6,900m³	3,200m³	令和48年度以降

(イ) 管路更新の前提条件

- ①管路の更新基準(耐用年数)は、法定耐用年数(40年)の1.5倍の60年とします。
- ②現在「老朽管更新事業」として進めている塩化ビニール管は、継手部の特性などから早期に更新を図る必要があることから更新基準を40年とし、引き続き事業を推進し令和12年度に完了する計画とします。
- ③法定耐用年数を超える管路については劣化調査を行い、老朽度を監視して管理していきます。
- ④管路(配水管:口径350mm以上)の更新費用は、給水量減少による管路縮径を行い費用の3%を削減しています。

(4) 事業スケジュール

(1)耐震化事業、(2)更新事業の事業スケジュールを次に示します。

区分	施設	全体計画期間																						
		経営戦略期間																						
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27			
耐震化事業	基幹施設																							
	基幹管路																							
更新事業	施設(建物・構築物等更新)																							
	施設(機械電気設備等更新)																							
	管路(塩化ビニール管)																							
	管路(ダグタイル鉄管等)																							
区分	施設	全体計画期間																						
		R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42	R43	R44	R45	R46	R47			
耐震化事業	基幹施設																							
	基幹管路																							
更新事業	施設(建物・構築物等更新)																							
	施設(機械電気設備等更新)																							
	管路(塩化ビニール管)																							
	管路(ダグタイル鉄管等)																							

図4-3 事業スケジュール

(5) 施設の適正な維持管理

原水水質に合わせた適正な浄水処理、及び法令に基づいた水質検査を継続して実施し、水道水の安全性を維持します。また、施設が正常に運転できる状態を維持するため、予防保全の観点を取り入れた保全計画を作成し、点検・修理などを実施します。

(6) 危機管理体制の強化

災害や断水などの緊急事態を想定し、「狭山市水道事業業務継続計画」などにより、復旧訓練や日本水道協会関東地方支部「災害時相互応援に関する協定」に基づく合同防災訓練、五市(所沢市、飯能市、入間市、日高市、狭山市)水道事業体合同防災訓練、また、市民と連携した応急給水訓練を実施しています。今後も継続的に訓練を実施し、災害時における危機管理体制の強化を図ります。

3. 財源

施策の「⑨漏水対策」、「⑩支出の抑制」、「⑪水道料金の改定」、「⑫更新費用の確保」、「⑬経営状況の公表」を踏まえて、次のとおり取り組みます。

投資に必要な経費の主な財源は、「企業債」と「内部留保資金」です。内部留保資金は、主に給水収益により内部に留保される資金です。給水収益は、水道事業における財源の根幹をなすものです。財源計画については、次の考え方に基づき見込みます。

(1) 国庫補助金

(ア) 管路

老朽管の更新事業に関する補助金については、採択要件（対象管、料金水準、事業統合の状況）に適合しないため見込まないものとします。

(イ) 施設

基幹施設の耐震化事業に関する補助金については、同規模の事業を実施した際の実交付額を補助金として見込みます。

(2) 企業債

投資・財政計画における借入人は、施設及び管路の更新工事などの建設改良費を対象とします。投資に必要な経費は、企業債の借入れにより確保することができますが、現在より人口が減少する将来世代への負担を過大にしないため、企業債残高の上限額を設定し、企業債残高が適正な水準となるよう努めます。

このため、財源試算における企業債残高は、「給水人口一人当たりの企業債残高」を経営戦略計画策定時（平成29年度）に設定した21,000円／人以下を維持することとします。

企業債の借入れにあたっては、この給水人口1人当たりの企業債残高に留意し、企業債の借入れを抑制しながら、主要な施策ごとに金額を見込みます。

また、企業債の借入れ条件は、半年賦元金均等償還、年利率2.5%、償還期間30年（元金償還据置期間なし）とします。

表 4-3 企業債借入額などの見通し

(単位:千円)

年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
企業債残高	2,230,047	2,190,492	2,246,902	2,392,595	2,570,890
借入額	100,000	100,000	200,000	300,000	350,000
償還額	175,139	139,554	143,590	154,307	171,705
給水人口1人当たりの企業債残高(円)	15,258	15,080	15,554	16,667	17,996

年度	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
企業債残高	2,628,439	2,676,895	2,748,741	2,811,463	2,867,982
借入額	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
償還額	192,451	201,545	178,154	187,278	193,481
給水人口1人当たりの企業債残高(円)	18,490	18,937	19,556	20,131	20,639

(3) 内部留保資金

内部留保資金は、主に給水収益などの収益的収支から発生した純利益や減価償却費などにより内部に留保される資金です。

経営戦略計画(平成29年度)では、水道事業の内部留保資金は、債務への対応や運転資金、震災時の備えとして、25億円を目標としており、令和6年度現在、目標は達成されています。

しかしながら、今後も浄配水場や管路の更新工事などにより多額の支出が発生する見込み(図4-2)であり、内部留保資金は減少する見込みであることから、計画期間内は20億円以上を維持し、令和17年度時点で25億円以上を確保することを目標とします。

また、計画期間内の健全化法に定める資金の不足については、内部留保資金の確保により発生しない状況です。今後も、資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

(4) 積立金

① 減債積立金

企業債の元金償還に充てる「減債積立金」は、毎年の未処分利益剰余金のうち翌年度の償還額を賄える額を積み立てることとし、翌年度取り崩して活用します。

② 建設改良積立金

建設改良費に充てる「建設改良積立金」は、毎年の未処分利益剰余金のうち、減債積立金に積み立てる分を除いた額を積み立てます。翌年度以降、建設改良工事費の状況や企業債の借入額などを考慮し、取り崩して活用するとともに、今後の浄配水施設更新や管路更新工事に向け積立てを行います。

(5) 給水収益

給水収益は、将来人口の推計などから算出した有収水量を基に見込んでいます。人口減少や節水機器の普及により給水収益が減少していく中で、老朽化した水道施設や管路の更新事業及び災害に備え耐震化事業を推進していく必要があります。

また、現在の水道料金水準では、令和 8 年度には純損益が赤字になる見込みであることから、早期に水道料金を改定し経営の安定を図る必要があります(表 4-4、4-5)。

(ア) 料金改定の考え方

本市の水道料金は、平成 12 年 4 月に改定して以降、業務効率化や包括的民間業務委託による人件費の削減や企業債借入抑制などの取組により費用の削減に努め、25 年以上にわたって現行料金を維持しています。

しかし、近年の水道事業を取り巻く経営環境は、人口の減少や節水機器の普及による給水収益の減少に加え、物価高騰による人件費、動力費、薬品費などの費用増加、また、老朽化が進む施設の維持管理に係る修繕費や更新、耐震化に係る工事費の増加、県水受水費の値上げの決定など厳しい状況となっております。

市では、事務効率化による経費節減や職員数を削減するなど経営改善に努めてきましたが、水道事業を将来にわたり安定的に継続していくためには、水道料金の改定を行い、経営基盤の強化を図る必要があります。

給水収益は、純損益が黒字になることを原則とし、赤字となる場合又は内部留保資金の残高が 20 億円を下回る場合には水道料金の改定を行うこととします。

なお、料金改定にあたっては、経常収支比率及び料金回収率 100%以上を目標とします。

(イ) 料金改定の時期

料金改定を実施しない場合の財政収支見込みでは、企業の主たる営業活動から発生する損益を示す営業損益は、令和 4 年度決算から赤字を計上しています。

また、本市は埼玉県から県水を受水しており、県水の供給単価は令和 8 年度から 21% 値上げとなることから、令和 8 年度から純損益は赤字を計上し、令和 12 年度には自己資金不足に陥ります。

さらに、令和 11 年度以降に県水の供給単価が上がることも見込まれ、さらに財政状況が厳しくなる恐れがあります。

このため、投資・財政計画における料金改定の時期は、令和 8 年度を予定します(表 4-5、図 4-4)。

次回以降の料金改定については、管路などの更新事業や大規模な浄水場更新事業の財源を確保するため、令和 13 年度を目途に改定する予定です。

表 4-4 現行料金設定での営業損益・純損益・年度末内部留保資金残高の見通し

(単位:千円、%)

年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
営業損益	△ 232,162	△ 373,547	△ 407,929	△ 407,782	△ 441,413
純損益	△ 20,488	△ 66,096	△ 84,552	△ 129,157	△ 191,412
内部留保資金	2,338,205	1,729,873	871,493	443,517	△ 9,371
料金回収率	90.67	88.51	87.95	86.61	85.05

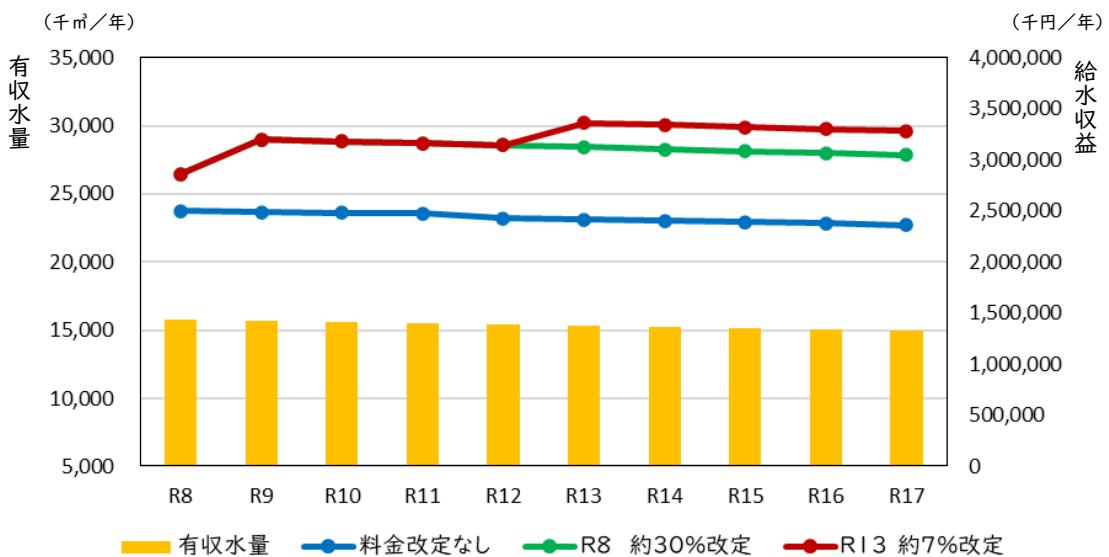
年度	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
営業損益	△ 489,204	△ 522,569	△ 576,076	△ 579,048	△ 598,509
純損益	△ 242,017	△ 315,271	△ 338,753	△ 375,241	△ 426,229
内部留保資金	△ 795,101	△ 1,257,471	△ 1,565,163	△ 2,036,216	△ 2,624,949
料金回収率	83.40	81.03	80.27	79.17	77.76

表 4-5 料金改定した場合の営業損益・純損益・年度末内部留保資金残高の見通し

(単位:千円、%)

年度	令和8(改定)	令和9	令和10	令和11	令和12
営業損益	△ 17,964	292,744	281,441	236,445	213,580
純損益	343,904	643,386	613,480	557,510	520,181
内部留保資金	2,346,317	2,081,890	1,866,894	2,052,398	2,157,019
料金回収率	105.31	115.18	114.04	111.87	110.48

年度	令和13(改定)	令和14	令和15	令和16	令和17
営業損益	411,833	349,910	340,337	314,395	275,053
純損益	701,194	619,524	589,441	546,472	490,815
内部留保資金	1,891,471	2,130,295	2,442,127	2,560,515	2,518,254
料金回収率	116.61	113.30	112.23	110.70	108.72



(ウ) 資産維持費の算入

資産維持費は、物価上昇による減価償却費の不足や施設の高度化による工事費の増大に対応し、資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために、料金算定に含めることが認められているものです。資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新などに必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなります。

料金改定においては、今後の更新計画を考慮した資産維持費を適切に見込みます。

令和 8 年度の改定では、償却対象固定資産(償却未済額)×資産維持率 1.9%で、約 4 億円／年の資産維持費を見込んでいます。

(エ) 料金改定率の試算

令和 8 年度の改定では、純損益の赤字解消と施設の更新及び耐震化財源を確保すること、また料金回収率を 100%以上とするため、30%程度の改定を見込んでいます。この改定により、料金回収率は令和 9 年度に約 115%となる見込みです。

また、令和 13 年度の改定では、施設の更新財源を確保するため、7%程度の改定を見込んでいます。

<料金改定の具体的な検討について>

この水道料金の改定案は、投資・財政計画上の推計に基づくもので、実際に改定を行う時期や改定率などの具体的な検討については、給水収益の推移や県水供給単価の改定率などを注視し、今後の経営状況から総合的に判断していきます。

(6) 漏水対策

令和 6 年度から新たに人工衛星を活用した漏水調査を導入し、漏水可能性箇所の絞り込みを行った上で現地調査を実施し、早期の漏水発見を目指しています。引き続き、計画的な更新の推進と人工衛星を活用した漏水調査を継続し、有効率の向上に努めます。

(7) 資金管理・調達

資金管理については、毎年度、当該年度における資金運用計画を策定・実施していくことにより、適切な資金管理に努めます。

(8) 経営状況等の公表

健全な経営を推進するため、広報紙やホームページを通じ、経営状況を公表します。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

1. 試算条件

令和8年度以降の各収支額は、表5-2のとおり試算します。

純損益は黒字であることを原則とします。

物価上昇率は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和7年8月7日経済財政諮問会議提出）」の消費者物価上昇率を参考し、2%上昇／年を見込んでいます。

令和11年度以降の県水単価の改定は見込んでいません。

2. 投資計画

全体事業費の平準化を踏まえ、図4-8に示す事業スケジュールによる投資計画は表5-1のとおりです。

表5-1 投資計画

区分	施設	全体計画期間	経営戦略(令和8年度～令和17年度)	
			規模・数量等	事業費(千円)
耐震化事業	基幹施設	令和10年度～令和12年度	笹井配水場No.2配水池 耐震補強	1,110,000
	基幹管路	令和8年度～令和34年度	導送配水管 延長20.3km	4,920,000
計				6,030,000
更新事業	施設(建物・配水池等更新)	令和8年度～令和47年度	鵜ノ木浄水場更新 設計	96,800
	施設(機械電気設備等更新)	令和8年度～令和47年度	浄配水施設機械電気設備等修繕 等	4,145,200
	管路(塩化ビニール管)	令和8年度～令和12年度	配水管 延長17.8km	2,349,000
	管路(ダグタイル鉄管等)	令和13年度～令和47年度	配水管 延長10km	1,300,000
	計			7,891,000
合計				13,921,000

注1)事業費は、工事費と委託料を含みます。

表 5-2 費目別試算条件

項目		算出方法
収益的収入	1. 営業収益 (A)	下記(1)~(3)計
	(1) 料金収入	料金収入実績に基づく口径別試算による増減見込み
	(2) 受託工事収益 (B)	令和7年度から実施予定がないため、計上しない
	(3) その他	令和2~6年度の平均額で一定額を計上。
	2. 営業外収益	下記(1)~(3)計
	(1) 補助金	他会計補助金を計上
	他会計補助金	令和2~6年度の平均額で一定額を計上。
	その他補助金	計上しない
	(2) 長期前受金戻入	固定資産システム将来シミュレーションを基に算出
	(3) その他	令和2~6年度の平均額で一定額を計上。
	収入計 (C)	営業収益+営業外収益
	1. 営業費用	下記(1)~(3)計
	(1) 職員給与費	人口推計及び定員管理指針を基に、令和2~6年度の平均額で計上
	基本給	
	退職給付費	
	(2) 経費	年度別事業計画及び令和2~6年度平均額等により計上
	動力費	令和2~6年度の最大値に物価高騰による上昇分2%/年を計上
	修繕費	令和2~6年度の平均値に物価高騰による上昇分2%/年を計上
	材料費	令和2~6年度の平均値に物価高騰による上昇分2%/年を計上
	その他	年度別事業計画及び令和2~6年度平均額等により計上
	(3) 減価償却費	工事計画に基づき、固定資産種別ごとに試算
	2. 営業外費用	下記(1)~(3)計
	(1) 支払利息	企業会計システム償還計画表及びシミュレーションによる
	(2) その他	計上しない
	支出計 (D)	営業費用+営業外費用
	経常損益 (E)	(C)-(D)
特別利益 (F)		令和7年度予算額で一定額を計上。
特別損失 (G)		令和7年度予算額で一定額を計上。
特別損益 (H)		(F)-(G)
当年度純利益(又は純損失)		(E)+(H)
項目		算出方法
資本的収入	1. 企業債	年度別事業計画及びシミュレーションによる
	うち資本費平準化債	計上しない
	2. 他会計出資金	計上しない
	3. 他会計補助金	計上しない
	4. 他会計負担金	令和2~6年度の平均額で一定額を計上。
	5. 他会計借入金	計上しない
	6. 国(都道府県)補助金	施設の耐震化を対象とし、令和5~7年度実績で計上
	7. 固定資産売却代金	計上しない
	8. 工事負担金	令和2~6年度の平均額で一定額を計上。
	9. その他	令和2~6年度の平均額で一定額を計上。
	計 (A)	資本的収入1~9計
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	計上しない
	純計 (C)	(A)-(B)
資本的支出	1. 建設改良費	年度別事業計画及び令和2~6年度平均額等により計上
	うち職員給与費	人口推計及び定員管理指針を基に、令和2~6年度の平均額で計上
	2. 企業債償還金	企業会計システム償還計画表及びシミュレーションによる
	3. 他会計長期借入返還金	計上しない
	4. 他会計への支出金	計上しない
	5. その他	計上しない
	計 (D)	資本的支出1~5計
資本的収入額が資本的支出額に不足する額		(D)-(C)

3. 収益的収支

本市の水道事業に係る収益的収支を次のとおり見込みます。

経常損益は黒字を維持しています。なお、令和 8 年度には純損益が赤字になり、令和 13 年度には内部留保資金残高が 20 億円を下回るため、料金改定を見込んで経営の安定を図ります。

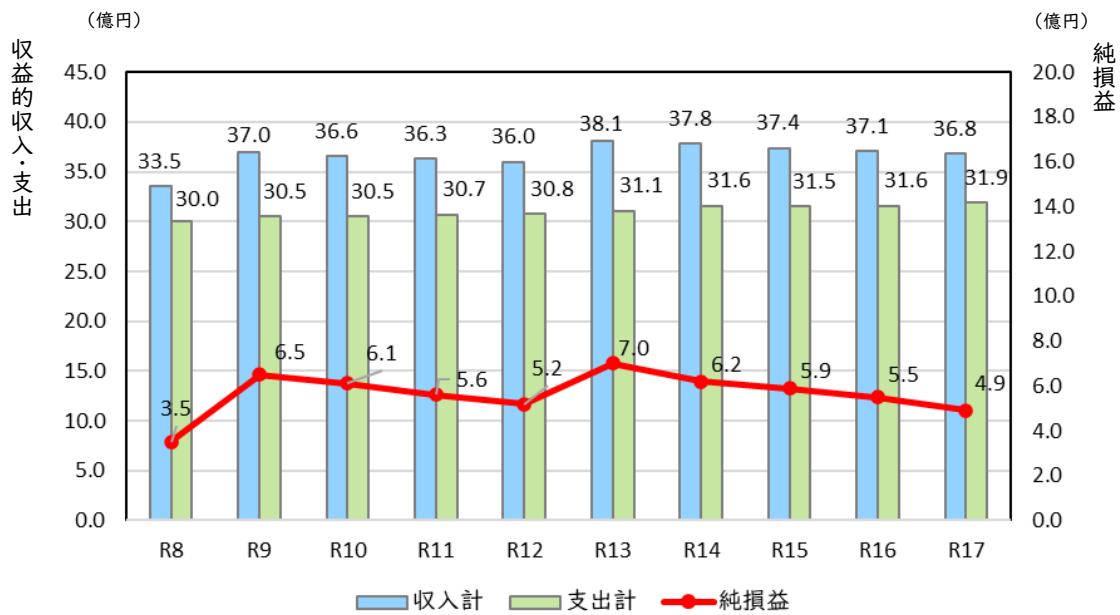


図 5-1 収益的収支

表5-3 収益的収支(1/2)

		(単位:千円、%)						
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	2,527,737	2,502,578	2,959,404	3,318,828	3,299,668	3,280,625	3,261,699
	(1) 料金収入	2,408,241	2,397,082	2,862,591	3,199,751	3,180,463	3,161,291	3,142,234
	(2) 受託工事収益 (B)	25,776	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	93,720	105,496	96,813	119,077	119,205	119,334	119,465
	2. 営業外収益	419,442	393,999	388,436	377,408	359,740	352,062	343,089
	(1) 補助金	6,921	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543
	他会計補助金	6,921	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	282,094	290,104	284,541	273,513	255,845	248,167	239,194
	(3) その他	130,427	93,352	93,352	93,352	93,352	93,352	93,352
収益的 収支	収入計 (C)	2,947,179	2,896,577	3,347,840	3,696,236	3,659,408	3,632,687	3,604,788
	1. 営業費用	2,697,628	2,726,628	2,977,368	3,026,084	3,018,227	3,044,180	3,048,119
	(1) 職員給与費	145,955	137,228	137,228	137,228	128,661	128,661	120,095
	基本給	68,518	64,623	64,623	64,623	60,842	60,842	57,062
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0
	その他	77,437	72,605	72,605	72,605	67,819	67,819	63,033
	(2) 経費	1,561,885	1,586,722	1,809,343	1,863,377	1,882,662	1,868,350	1,868,836
	動力費	42,575	48,447	49,416	50,404	51,412	52,441	53,489
	修繕費	84,609	95,194	97,088	99,020	100,991	103,001	105,052
	材料費	511	528	539	550	561	572	583
収益的 支出	その他	1,434,190	1,442,553	1,662,300	1,713,403	1,729,698	1,712,336	1,709,712
	(3) 減価償却費	989,788	1,002,678	1,030,797	1,025,479	1,006,904	1,047,169	1,059,188
	2. 営業外費用	24,715	21,875	25,380	25,578	26,513	29,809	35,300
	(1) 支払利息	24,678	20,958	25,380	25,578	26,513	29,809	35,300
	(2) その他	37	917	0	0	0	0	0
	支出計 (D)	2,722,343	2,748,503	3,002,748	3,051,662	3,044,740	3,073,989	3,083,419
	経常損益 (C)-(D) (E)	224,836	148,074	345,092	644,574	614,668	558,698	521,369
	特別利益 (F)	801	1	1	1	1	1	1
	特別損失 (G)	318	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189
	特別損益 (F)-(G) (H)	483	△ 1,188	△ 1,188	△ 1,188	△ 1,188	△ 1,188	△ 1,188
流動資産	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	225,319	146,886	343,904	643,386	613,480	557,510	520,181
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	0	0	0	0	0	0
	流动資産 (J)	3,268,843	2,879,186	2,807,485	2,848,242	2,609,043	2,744,280	2,817,277
	うち未収金	274,463	274,463	274,463	274,463	274,463	274,463	274,463
	流动負債 (K)	530,726	368,002	331,567	335,603	346,320	363,718	384,464
	うち建設改良費分	177,620	175,139	139,554	143,590	154,307	171,705	192,451
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	174,217	174,217	174,217	174,217	174,217	174,217	174,217
	累積欠損金比率 ((I) ÷ ((A)-(B)) × 100)	—	—	—	—	—	—	—
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	0	0	0	0	0	0	0
健全化法	営業収益-受託工事収益 (A)-(E) (M)	2,501,961	2,502,578	2,959,404	3,318,828	3,299,668	3,280,625	3,261,699
	地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M)) × 100	—	—	—	—	—	—	—
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	2,501,961	2,502,578	2,959,404	3,318,828	3,299,668	3,280,625	3,261,699
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P)) × 100	—	—	—	—	—	—	—

表 5-3 収益的収支(2/2)

		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	(単位: 千円、%)
収益的収入	1. 営業収益 (A)	3,481,788	3,466,353	3,446,343	3,426,455	3,406,689	33,347,852
	(1) 料金収入	3,362,191	3,341,923	3,321,778	3,301,754	3,281,851	32,155,827
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	119,597	124,430	124,565	124,701	124,838	1,192,025
	2. 営業外収益	332,137	315,736	298,365	284,302	270,742	3,322,017
	(1) 補助金	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	105,430
	他会計補助金	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	105,430
	その他補助金	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	228,242	211,841	194,470	180,407	166,847	2,283,067
	(3) その他	93,352	93,352	93,352	93,352	93,352	933,520
	収入計 (C)	3,813,925	3,782,089	3,744,708	3,710,757	3,677,431	36,669,869
	1. 営業費用	3,069,955	3,116,443	3,106,006	3,112,060	3,131,636	30,650,078
	(1) 職員給与費	120,875	121,654	121,654	122,435	114,200	1,252,691
	基本給	57,074	57,086	57,086	57,099	53,131	589,468
	退職給付費	0	0	0	0	0	0
	その他	63,801	64,568	64,568	65,336	61,069	663,223
	(2) 経費	1,860,554	1,870,881	1,865,755	1,870,808	1,882,540	18,643,106
	動力費	54,559	55,650	56,763	57,899	59,057	541,090
	修繕費	107,143	109,276	111,452	113,672	115,935	1,062,630
	材料費	595	607	619	631	644	5,901
	その他	1,698,257	1,705,348	1,696,921	1,698,606	1,706,904	17,033,485
	(3) 減価償却費	1,088,526	1,123,908	1,118,597	1,118,817	1,134,896	10,754,281
	2. 営業外費用	41,588	44,934	48,073	51,037	53,792	382,004
	(1) 支払利息	41,588	44,934	48,073	51,037	53,792	382,004
	(2) その他	0	0	0	0	0	0
	支出計 (D)	3,111,543	3,161,377	3,154,079	3,163,097	3,185,428	31,032,082
	経常損益 (C)-(D) (E)	702,382	620,712	590,629	547,660	492,003	5,637,787
	特別利益 (F)	1	1	1	1	1	10
	特別損失 (G)	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	11,890
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 1,188	△ 1,188	△ 1,188	△ 1,188	△ 1,188	△ 11,880
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H) (I)	701,194	619,524	589,441	546,472	490,815	5,625,907
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	0	0	0	0	0
	流動資産 (J)	2,738,445	2,901,302	3,188,752	3,269,876	3,177,660	29,102,362
	うち未収金	274,463	274,463	274,463	274,463	274,463	2,744,630
	流動負債 (K)	393,558	370,167	379,291	385,494	386,486	3,676,668
	うち建設改良費分	201,545	178,154	187,278	193,481	194,473	1,756,538
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	うち未払金	174,217	174,217	174,217	174,217	174,217	1,742,170
	累積欠損金比率 ((I) ÷ ((A)-(B)) × 100)	—	—	—	—	—	—
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	0	0	0	0	0	0
	営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	3,481,788	3,466,353	3,446,343	3,426,455	3,406,689	33,347,852
	地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M)) × 100	—	—	—	—	—	—
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	3,481,788	3,466,353	3,446,343	3,426,455	3,406,689	33,347,852
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)	—	—	—	—	—	—

4. 資本的収支

(1) 資本的収支

本市の水道事業に係る資本的収支を次のとおり見込みます。

計画期間中、施設整備に伴い企業債を借入れます。また、収支不足額は、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「過年度損益勘定留保資金」、「減債積立金及び建設改良積立金」で補てんし、計画的に事業を実施します。

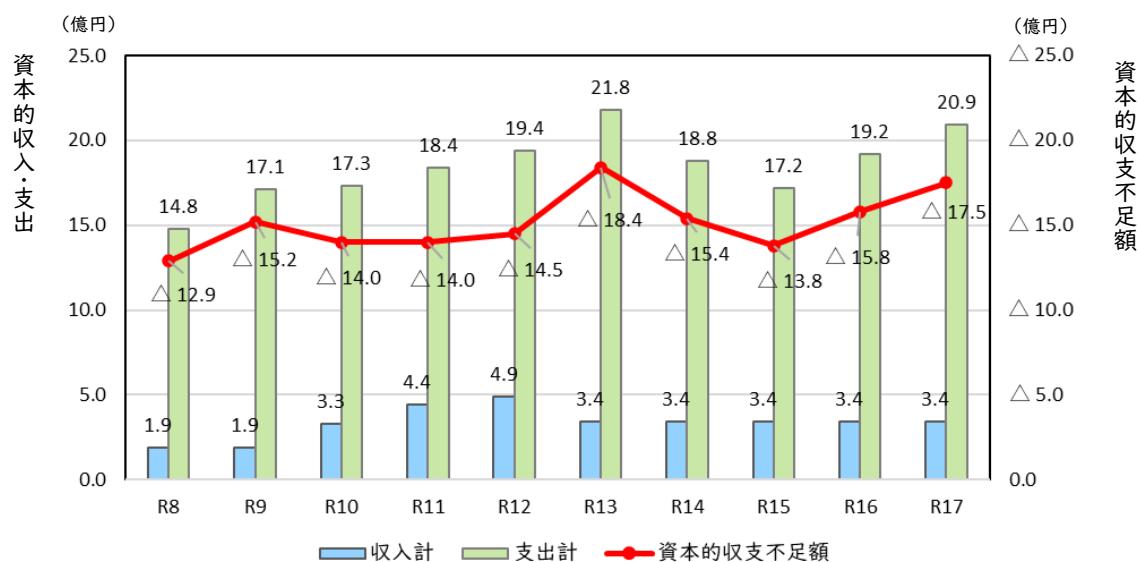


図 5-2 資本的収支

(2) 内部留保資金等

内部留保資金は、更新工事などの増加に伴い減少傾向とはなるものの、令和 8 年度及び令和 13 年度に料金改定を見込み、計画期間内に企業債借り入れを行うことにより、令和 17 年度には目標である 25 億円を確保することができます。また、企業債残高は増加するものの、目標である 1 人当たり企業債残高 21,000 円を下回っており、適切に企業債を活用することにより、安定的な経営を行うことができます。

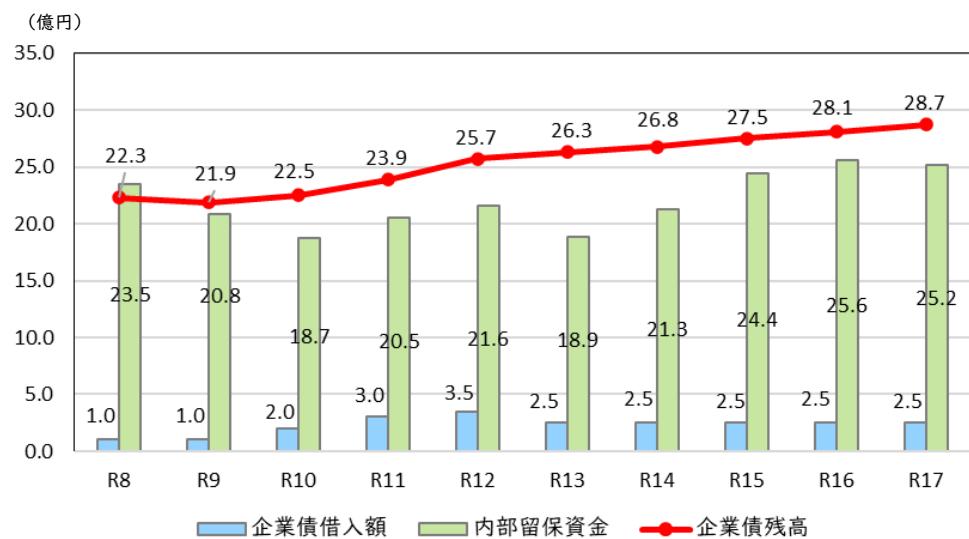


図 5-3 企業債借入額・内部留保資金・企業債残高

表5-4 資本的収支(1/2)

(単位:千円)

		前年度 令和6年度 (決算見込)	本年度 令和7年度 (決算見込)	来年度 令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
資本的 収支	1. 企業債	14,500	286,000	100,000	100,000	200,000	300,000	350,000	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計負担金	17,162	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	55,919	48,000	0	0	44,421	55,919	48,000	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	55,151	37,618	37,618	37,618	37,618	37,618	37,618	
	9. その他	64,103	42,272	42,272	42,272	42,272	42,272	42,272	
	計 (A)	206,835	422,535	188,535	188,535	332,956	444,454	486,535	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	206,835	422,535	188,535	188,535	332,956	444,454	486,535	
資本的 支出	1. 建設改良費	1,300,023	1,649,445	1,306,994	1,565,844	2,016,323	1,689,974	1,768,720	
	うち職員給与費	75,391	61,705	75,773	75,773	75,773	75,773	75,773	
	2. 企業債償還金	222,342	177,620	175,139	139,554	143,590	154,307	171,705	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (D)	1,522,365	1,827,065	1,482,133	1,705,398	2,159,913	1,844,281	1,940,425	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		(E)	1,315,530	1,404,530	1,293,598	1,516,863	1,826,957	1,399,827	1,453,890
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	842,859	846,309	1,048,011	1,243,708	1,402,133	887,273	813,431	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	472,671	558,221	245,587	273,155	424,824	512,554	640,459	
	計 (F)	1,315,530	1,404,530	1,293,598	1,516,863	1,826,957	1,399,827	1,453,890	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		2,196,805	2,305,185	2,230,047	2,190,492	2,246,902	2,392,595	2,570,890	

○他会計繰入金

(単位:千円)

		前年度 令和6年度 (決算見込)	本年度 令和7年度 (決算見込)	来年度 令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	6,921	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543
	うち基準内繰入金	6,921	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	10,543
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	17,162	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645
	うち基準内繰入金	17,162	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0
合計		24,083	19,188	19,188	19,188	19,188	19,188	19,188

表 5-4 資本的収支(2/2)

(単位：千円)

		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合計 令和8年度 ～令和17年度
資本的 収支	1. 企業債	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	2,300,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	86,450
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	148,340
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	37,618	37,618	37,618	37,618	37,618	376,180
	9. その他	42,272	42,272	42,272	42,272	42,272	422,720
計 (A)		338,535	338,535	338,535	338,535	338,535	3,333,690
(A)のうち翌年度へ繰り 越される支出の財源充当額		0	0	0	0	0	0
純計 (A)-(B) (C)		338,535	338,535	338,535	338,535	338,535	3,333,690
資本的 支出	1. 建設改良費	1,984,745	1,674,907	1,538,258	1,729,127	1,895,357	17,170,249
	うち職員給与費	75,773	75,773	75,773	75,773	75,773	757,730
	2. 企業債償還金	192,451	201,545	178,154	187,278	193,481	1,737,204
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)		2,177,196	1,876,452	1,716,412	1,916,405	2,088,838	18,907,453
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C)		1,838,661	1,537,917	1,377,877	1,577,870	1,750,303	15,573,763
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	1,478,563	1,196,892	1,063,541	1,239,981	1,396,310	—
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	—
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	—
	4. その他	360,098	341,025	314,336	337,889	353,993	—
	計 (F)	1,838,661	1,537,917	1,377,877	1,577,870	1,750,303	—
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	—
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	—
企業債残高 (H)		2,628,439	2,676,895	2,748,741	2,811,463	2,867,982	—

○他会計繰入金

(単位：千円)

		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合計 令和8年度 ～令和17年度
収益的収支分		10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	—
うち基準内繰入金		10,543	10,543	10,543	10,543	10,543	—
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	—
資本的収支分		8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	—
うち基準内繰入金		8,645	8,645	8,645	8,645	8,645	—
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	—
合計		19,188	19,188	19,188	19,188	19,188	—

表 5-5 原価計算表

給水人口	146,862人				
計算期間	自 8年4月 至 11年4月 (4年間)				
収 入 の 部					
項 目	金 額				
最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)-(B)		
料 金 (X)	千円 2,408,241	千円 2,468,930	千円 2,468,930		
水 道 利 用 加 入 金	127,484	90,865		90,865	
そ の 他	406,650	409,113	8,809	400,304	
合 計	2,942,375	2,968,908	8,809	2,960,099	
支 出 の 部					
項 目	金 額				
最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)-(B)		
人 件 費	千円 14,159	千円 15,869	千円 15,869		
原 水 及 び 净 水 費 用	諸 手 当	9,181	10,194	10,194	
電 力 費	福 利 費	6,543	6,875	6,875	
修 繕 費		30,097	32,910	32,910	
水 費		5,858	21,288	21,288	
減 價 償 却 費		986,625	1,190,618	1,190,618	
そ の 他		69,378	223,162	223,162	
小 計	126,297	156,167		156,167	
人 件 費	給 料	1,248,138	1,657,083	0	1,657,083
配 水 及 び 給 水 費	諸 手 当	27,896	26,378		26,378
電 力 費	福 利 費	19,256	17,125		17,125
修 繕 費		12,509	11,001		11,001
水 費		12,478	19,026		19,026
減 價 償 却 費		78,661	80,699	8,809	71,890
そ の 他		931,609	845,969		845,969
小 計	112,561	123,968			123,968
人 件 費	給 料	1,194,970	1,124,166	8,809	1,115,357
一 般 管 理 費	諸 手 当	26,463	18,595		18,595
備 品 費	福 利 費	18,038	14,154	1,734	12,420
消 耗 品 費		11,701	8,291		8,291
通 信 運 搬 費		0	0		0
光 熱 費		807	846		846
修 繕 費		11,607	13,698		13,698
公 課		0	0		0
支 払 利 息		90	29		29
減 價 償 却 費		34	19		19
そ の 他		24,678	29,300		29,300
小 計	1,066	304			304
合 計 (Y)	185,070	197,595			197,595
資 産 維 持 費 (Z)	279,554	282,831	1,734		281,097
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	2,722,662	3,064,080	10,543		3,053,537

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 75.85$$

<料金水準についての説明>

本表は料金水準を確認するための資料であるため、「料金改定未実施」のシミュレーション値で作成しています。

・上記算定期間での収支計画において、収支は純損失となる見込です。

・料金対象経費に対する水道料金の割合は算定期間の平均値で約76%となっており、100%を下回っていることから総括原価を料金収入で賄えていない状況となっています。

・資産維持率は、対象資産(R8~11年度償却未済額の年平均額) × 資産維持率0.94% (現在の料金における資産維持率)で試算しています。

・収支計画では、収支不均衡を回避するため、段階的に料金改定を行う試算をしており、令和8年度、令和13年度に料金改定を想定し試算しており、2回の改定で100%を超える試算とされています。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等

I. 計画の推進と点検・進捗管理の方法

本経営戦略は、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実施、Check:検証、Action:見直し・改善）を活用し、計画の実施状況の進捗管理を毎年度行うとともに、5年を経過した時点で見直しを行います。

なお、経営戦略の上位計画となる「第2次水道ビジョン」が改定された際には、必要に応じて収支計画などの見直しを行います。

また、県水供給単価の改定や社会情勢の変化により計画と実績との乖離が著しい場合は、事業手法の見直しなどについて検討を行います。

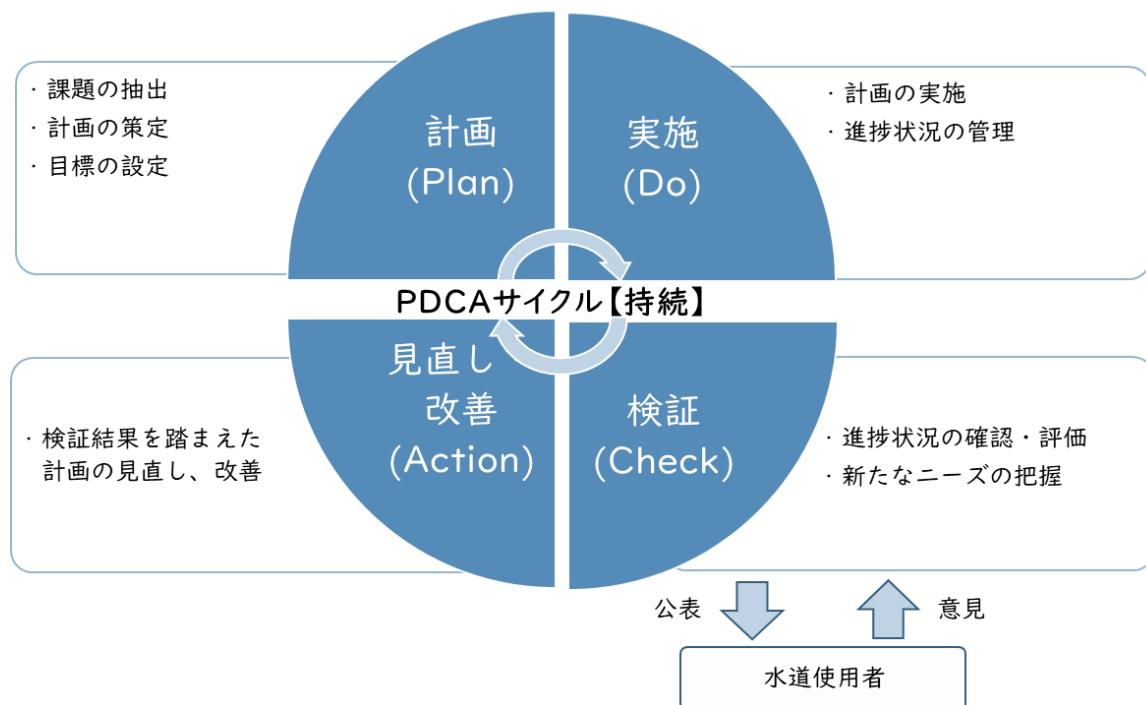


図 6-1 PDCAサイクルの活用

参考資料

I. 収支区分

共通		経営戦略・様式第2号	本市区分	概要
収益的 収入 （ 収益的 収支 ～ 消費税 込み ）	営業 収益	料金収入	給水収益	水道料金収入
		受託工事収益	――	
		その他	その他営業収益	下水道使用料の徴収事務に係る負担金、消火栓の維持管理に係る負担金及び給水装置の新設に係る設計審査手数料等
	営業 外収 益	補助金	他会計負担金	児童手当に係る負担金
		長期前受金戻入益	長期前受金戻入益	償却資産の取得財源について減価償却相当分を収益化したもの
		その他	受取利息及び配当金	国債運用益
			水道利用加入金	水道利用加入金収入(70%)
			雑収益	その他収入
	営業 費用	職員給与費	人件費	経営活動に係る人件費
		経費	――	
		動力費	動力費	浄配水場の運転に係る動力費
		修繕費	修繕費	浄配水場及び配水管等の維持管理に係る修繕費
		材料費	材料費	配水管の維持管理に係る材料費
		その他	委託料	その他営業に係る委託料
			薬品費	浄配水場の浄水処理に係る薬品費
			受水費	県水受水費
			資産減耗費	除却した固定資産の残存価格
			貸倒引当金繰入額	水道料金が徴収できない場合の繰入金
			その他	その他営業に係る費用
		減価償却費	減価償却費	浄配水場の建物や配水池、配水管等の構築物、浄配水場における機械、装置及び車両等の定額法による減価償却費
	営業 外費用	支払利息	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債の支払利息
		その他	雑支出	雑支出
資本的 収支 （ 資本的 収支 ～ 消費税 込み ）	資本的 収入	企業債	企業債	建設改良事業に係る企業債
		他会計出資金	――	
		他会計補助金	――	
		他会計負担金	他会計負担金	消火栓新設に係る埼玉西部消防組合からの負担金
		他会計借入金	――	
		国(都道府県)補助金	国庫補助金	建設改良費に対する国庫補助金
		固定資産売却代金	――	
		工事負担金	本管布設負担金	他事業からの依頼に基づく配水管工事収入
		その他	水道利用加入金	水道利用加入金収入(30%)
			設計管理料	他会計からの依頼に基づく配水管工事収入
	資本的 支出	建設改良費	建設改良費	水道施設の新設・改良工事、受託配水管工事、水道メータ購入費
		企業債償還金	企業債償還金	企業債の支払元金
		他会計長期借入返還金	――	
		他会計への支出金	――	
		その他	――	

2. 有形固定資産の耐用年数

【主な施設設備の耐用年数】

構築物	耐用年数
取水設備	40年
導水設備	50年
浄水設備	60年
配水設備	60年
配水管	40年
配水管附属設備	30年
堰堤(鉄筋コンクリート造又はコンクリート造)	80年
堰堤(れんが造又は石造)	50年
貯水池	30年
高架水槽(鉄筋コンクリート造)	40年
高架水槽(金属造)	20年
さく井	10年
機械設備	耐用年数
ポンプ設備	15年
発電設備	15年
薬品注入設備	15年
滅菌設備	10年
その他(金属造のろ過機)	17年
電気設備	耐用年数
電気設備	15年
計測設備	10年
通信設備	9年
計量器(量水器)	8年

【構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数】

構築物又は機械及び装置	耐用年数
構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	58年
構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	38年
機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び滅菌設備	16年

出典:地方公営企業法施行規則 有形固定資産の耐用年数

3. 用語解説

用語	意味
あ行	
1日最大給水量	年間の1日給水量(m^3 /日)のうち最大のもの。
1日平均給水量	年間の総給水量(m^3)を年日数で除したもの。
営業費用	事業活動により生じる費用。水道施設を維持管理するための費用。
塩化ビニール管	塩化ビニール樹脂を主原料とした水道用管。耐食性、耐電食性、施工性に優れている反面、衝撃や熱に弱い特徴を有している。
応急給水	地震などにより水道施設が破損し、水道による給水ができなくなった場合、拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより給水すること。
RC造	鉄筋コンクリートの略であり、配水池などの構造物の形式の一つ。
SP	鋼管を表す記号。Steel Pipe の頭文字。
か行	
過年度分損益勘定留保資金	現金の支出を必要としない費用で前年度以前に発生した資金。 減価償却費、資産減耗費などの計上により企業内部に留保される資金。
拡張事業	人口増加による計画給水量の増加などに伴い、水源、浄水場、配水池および水道管路などを増設・改良すること。
企業債	水道事業において、建設、改良などの費用に充てるために国などから借りた資金。
基幹管路	導水管、送水管、配水本管を指す。 水道管路網のうち、特に重要な管路のこと。
基幹施設	取水場、浄水場、配水場を指す。 地震などの災害において、施設が破損すると、市民生活に重大な影響をもたらす可能性がある施設のこと。
基本料金	水道料金のうち、水道を設置することにより発生する料金で、水道管の口径により異なる。
機械・電気設備	浄水場にある各種施設を分類するための用語。 浄水場のポンプ設備、次亜塩素注入設備、受電・配電設備、自家発電設備などの総称。 自家発電設備:電力会社から供給を受ける電力とは別に、停電時などに施設内で必要な電力量を自己で賄うための発電設備。
急速ろ過	比較的粗い砂や砂利を使って水中の不純物をろ過する方法。ろ過をする前に凝集剤によって細かい粒子を凝集させ、フロックを形成させて不純物をろ過しやすくする。
給水拠点	災害時に直接給水を行う場所。給水車、給水タンク、ポリ容器などへの注水を行う。
給水区域	水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水サービスを行うとした区域。
給水原価	有収水量1 m^3 当たりの給水にかかる費用(1 m^3 を使用していただくために係る費用)。
給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益。
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

用語	意味
給水制限	取水制限により取水量(受水量)が確保できないとき、給水量を減らすこと。
給水量	給水区域内の需要に応じて給水した水量。
供給単価	有収水量1m ³ 当たりの収益(1m ³ 当たりの単価)。
凝集沈澱急速ろ過	急速ろ過の前工程で、凝集剤を入れて沈殿処理を行う浄水方法。
緊急貯水槽	常時は水道管路の一部として機能し、地震などの非常時には消火用および飲料用として貯留水を利用できる水槽。
経常収益	収益的収支中、料金収入などの本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計。
経常損益	経常収益から経常費用を差し引いたもの。
経常費用	職員給与費や材料費などの維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計。
欠損金	収納が不能となった金額。
県水	埼玉県営水道(水道用水供給事業)の略称。
建設改良費	固定資産の新規取得又は増改築などに要する経費。
減価償却費	固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却といい、この処理により毎年計上される固定資産の減価額。
減債積立金	企業債の償還に充てるための積立金。
広域化	行政界に捕られない水道事業のあり方。広域化により、個別水道事業間の格差の是正、安全性・効率性などの向上が見込まれる。
行政区域	行政を行うまでの地域割りの単位。都・道・府・県・市・区・町・村がある。
鋼管	強度に富み伸縮性も大きいため、大きな内・外圧に耐えることができ、軽量で加工性も良い水道用管。鋸びやすいため防食塗装が必要となる。
さ行	
財源試算	経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、財源の見通しを試算した計画のこと。
資産	水道事業が有する財貨及び権利で、固定資産、流動資産、繰延勘定に区分される。
資本的収支	収益的収支に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。
事業認可	水道事業を経営しようとする際に、厚生労働大臣または都道府県知事から受ける認可(水道法6条1項、26条、46条)。
自己水源	受水以外の狭山市が取水の権利を有する水源(地下水・伏流水)。
自然流下方式	高所から低所に自然圧(標高差)を利用して水を配水(送水)する方式。
取水(施設)	水源から原水を取ること(取る施設)。
取水制限	異常な少雨や涸渇などによってダムその他の淡水を蓄える施設の貯水量が減少した時に、河川から取水する量を減らすこと。
受水	水道事業者が、水道用水供給事業から浄化した水(水道水用水)の供給を受けること。
受水費	水道用水供給事業から浄化した水(水道水用水)の供給を受ける費用。
収益的収支	水道事業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出。
修繕引当金戻入益	修繕に備え、引き当てた引当金を取り崩した際に、使用しなかったものの戻入益。
従量料金	水道料金のうち、水の使用量に応じた料金。

用語	意味
純損益	損益(収益的収入-収益的支出)から長期前受金戻入額を差し引いた額。
償却対象固定資産	減価償却の対象となる資産。
消費税及び地方消費税資本的収支調整額	消費税の仮払金(資本的支出)が仮受け金(資本的収入)より多い時の差額。資本的収支の不足額への補てん財源となる。
水道事業	給水人口が5,001人以上の水道事業。
剰余金	資本金の額を超過した部分を意味するもの。営業活動によって獲得した利益を利益剰余金と呼び、資本金に属するもの以外の資本取引によって事業内に留保されたものを資本剰余金と呼ぶ。
浄水(施設)	原水を飲用に適するように処理すること(処理する施設)。
人口ビジョン	狹山市人口ビジョン 平成28年3月に狹山市が作成した将来人口の予測。
新水道ビジョン	平成25年3月に厚生労働省が策定したもので、「水道ビジョン」を全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据えた新しい水道ビジョン。
水源	用水(農業用水、工業用水)や水道(上水道、簡易水道)として利用する水の供給源。
水道ビジョン	平成16年6月に厚生労働省が水道の目指すべき方向性について示したもので、水道のあるべき将来像について、その実現のための施策や工程が明示されている。
水道技術管理者	水道の管理について技術上の業務を担当する技術者。水道法第19条において、一人を置かなければならないとされている。
浅層埋設	水道管の埋設を従来の土被り1.2mより浅い深さで埋設すること。道路管理者の許可を要する。
相互応援協定	地震、異常渇水その他の災害において、水道事業体及び水道用水供給事業体が相互の応援活動について必要な事項を定めた協定。
送水(施設・管)	水道水を配水拠点(配水池)へ送ること(送る施設・送る管)。
損益勘定	経常的経営活動に伴う収支(収益的収支を参照)。
た行	
耐震化	施設の耐震設計や耐震管の採用、システム面では基幹施設の分散や水源間の相互融通を可能とする連絡管の整備、電源の異系統化や複数化、自家発電装置の設置、緊急時対応の無線の整備、非常用の飲料水を確保するための緊急遮断弁の設置などがあげられる。
耐震管	地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管。
耐震適合性のある管	耐震管以外でも耐震性能があると評価できる管で、地盤などの管路の布設条件に基づき判断される。
耐震継手	地震の時、地面がずれたり割れたりした場合、継手部分で伸び縮みし、抜けたり破損したりしないようにする継手。
耐震診断	所定の耐震性能の有無について診断すること。
耐震性貯水槽	地震が発生しても破損しない耐震、耐圧設計となっている飲料水貯留施設。水道管内の水量や水圧の異常を感知して自動的に貯水に切替わる機能を持っており、ここに貯えた水道水は応急給水に利用される。
長期前受金戻入益	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもの。
長寿命化対策	水道施設を、法定耐用年数を超えて供用するための対策。有すべき機能を確保しつつ、部分更新や部分修繕などの対策がある。

用語	意味
投資試算	経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画のこと。
導水(施設・管)	取水した水を浄水場へ送ること(送る施設・送る管)。
平準化	事業量のばらつきを平たくすること。
ダウンサイ징	水需要の減少や技術進歩に伴い、施設更新や新設の際に施設規模を縮小し、施設の効率化を図ること。
ダクトイル鉄管	鉄に含まれる黒鉛を球状化させ、普通鉄管や高級鉄管に比べ、強度に富んだ水道用管。施工性が良好であるため、現在水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重い。
DIP	ダクトイル鉄管を表す記号。Ductile Iron Pipe の頭文字。A形・K形・GX形・NS形は継手構造の種類で、GX形・NS形は耐震継手構造。
な行	
内部留保資金	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のこと。
は行	
配水(施設・管)	水道水を需要者に配ること(配る施設・配る管)。
配水支管	配水管のうち、給水管の分岐がある支線管路。本市では口径 250mm 以下の配水管を配水支管としている。
配水池	浄水処理された水道水を貯留し、管路網を通して給配水するための拠点施設。
配水本管	配水管のうち、給水管の分岐がない基幹管路。本市では口径 300mm 以上の配水管を配水本管としている。
普及率	給水普及率であり、給水区域内人口に対する現状の給水人口の割合。
伏流水	河川敷や旧河道の下層にある砂礫層中を流れている地下水。 砂礫層:砂と小石が混ざった土の層。地質学では粒径が2mm~16 分の1mm のものを砂、2mm 以上のものを礫と呼ぶ。
包括的民間業務委託	窓口業務、維持管理業務、浄水施設の運転・管理業務などの水道事業業務について、職員が行っていた業務を包括的に民間に委託すること。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
ポンプ加圧方式	ポンプで加圧して、低所から高所に水を配水(送水)する方式。
PC造	プレストレストコンクリートの略であり、配水池などの構造物の形式の一つ。
PDCAサイクル	生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるための管理方法の一種で、計画、実施、検証、見直しを繰り返すことにより良いものを目指すことができる。
VP	塩化ビニール管を表す記号。Vinyl Pipe の頭文字。
ま行	
民間活用	水道事業業務について、個別委託又は包括的委託により民間が有するノウハウ及び資金を活用すること。
や行	
有形固定資産	企業が 1 年を超えて使用する資産で形のあるもの。土地、建物、構築物、機械装置などをいう。
有効水量	メータで計量された水量など使用上有効とみられた水量。
有効率	有効水量を給水量で除した割合。

用語	意味
有収水量	水道料金徴収の対象となった水量。メータで計量された水量。
有収率	有収水量を給水量で除した割合。
ら行	
利益剰余金	企業活動で得た利益のうち、分配せずに社内に留保している額のこと。利益準備金とその他利益剰余金で構成される。
流動負債	1年以内に支払わなければならない負債。
料金回収率	供給単価を給水原価で除した割合。給水に係る費用が給水収益で賄えているかを見る指標。100%を超えていれば給水に係る費用を給水収益で賄えていることになる。
漏水	地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水がある。漏水量が減ると有効率が向上する。
老朽管	老朽化した水道管。 老朽管は破損しやすく、漏水による有効率の低下に限らず、道路陥没・破損などの二次被害に及ぶ可能性がある。
ライフライン	市民の生活に欠かせないインフラ。水道、電気、ガス、下水、公共交通機関、電話、インターネットなどを指す。
レベル1地震動	供用期間中に数回発生する大きさの地震動(中規模地震)。
レベル2地震動	供用期間中に発生する確率の極めて小さい強い地震動(大規模地震)。

第2次狭山市水道事業経営戦略計画(案)

発行日 令和 年 月

発 行 埼玉県狭山市

編 集 狹山市上下水道部経営課・水道施設課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電 話 04-2953-1111(代表)

F A X 04-2953-1434(直通)

U R L <http://www.city.sayama.saitama.jp/>
